

## 「災害被害を軽減する国民運動に関する懇談会」議事概要

日時：2009年3月23日 15:00～17:20

場所：ホテルフロラシオン青山 孔雀西の間

出席者：出席者名簿参照 敬称略

### 1. 今後の方向性について

資料1に沿って事務局から説明。

#### 1) 国民運動推進の枠組みについて

- 業界団体を構成する各企業が活動を推進するような形でないと、活性化は困難と感じる。
- 70 団体すべてではないとしても、各構成団体内の中に災害と防災を扱うような何らかの委員会や内部組織を持ってもらうような形で参画してもらえればありがたい。協議会の中に事務局を作りながら、各団体の内部に防災を扱う委員会組織を作ってもらえるような働きかけがあるとよい。
- 70 団体をどう成熟させるかについては、できる団体からまず始めて、徐々に活動が広がるという形でもよいのではないか。
- 温暖化対策では、チームマイナス 6%だけでなく、環境省が「全国地球温暖化防止活動推進センター」を設置している。各都道府県にもそのような団体が存在しており、ホームページでは、温暖化の仕組みを説明する動画などのコンテンツも整理されている。このような枠組みを参考にすることもできると思う。
- 防災推進協議会は、複数の業界団体が加入していることから、個別の企業や団体の色は強く出ないと思われる。この組織が国民運動の中心になるかどうかはわからないが、担い手の一部として活性化した方がよい。「運営委員会」という形をとることで、従来何もなかったところに、いわば魂を入れるということが今回示された方向性ではないかと考えている。防災推進協議会内部の方がどれだけ担い手になるか、外部の団体などとの連携や、個別テーマの検討についてどれぐらい見通しが持てるのかとか、また新たな組織をゼロから作っていくことなどについて検討された上で、今のような方向性になっていると思う。
- 出された意見をまとめると、1. 内閣府と防災推進協議会の関係を明確にする必要があるということ、2. 推進協議会が中心になるのであれば、例えば、防災フェアとか防災ポスターコンクールが推進協議会のホームページにあるように、国民運動のホームページも入ってくるべきであるということ。3. せっかく推進協議会という場があるので、それをどう活用するのかを考えるべきであるということ。4. より動きやすくするために、運営委員会には、現在の幹事団体だけでなく、防災を熱心に取り組んでいる個人やNPOなどが入れる枠組みにすると、みんなで推進しようという方向性が見えてくるのかもしれない。
- まず、できることから始めてはどうかと考える。事務局の機能について、今後自律的な活動にしていくためには、個別会議をメンバーの持ち回りで開催する等やり方ではどうか。
- 内閣府も各会議に誰かが出席するとか、関係省庁とのつなぎ役になるとかしてある程度汗をかき一体となって動いていくという部分を見せられると、推進協議会の方も負担感が軽減され、結果として一歩進むことができるのではないかと。
- 推進協議会の活動を活性化しようという方向性が事務局から示されたということで、予算など今後の課題はあるものの、これから話し合っていけばよいということで整理可能ではないか。
- 予算については、寄付するとか、もう少し幅広く思いを共有できる人たちが金銭的に支援できる仕組みを設けるのはどうか。まずは、推進協議会内の未だ本格的に動いていない団体に対

する啓発を進めて、その団体の活動を活性化することを考えることから始めてもらいたい。また、他の団体や他省庁との連携を図りつつ、推進協議会が元気よく防災の活動を支援する団体が変わっていきけるような仕組みを皆で考えていくとよい。本懇談会のメンバーも推進協議会のサポーターとなることを約束して頂ければ形になっていくのではないかと思う。

## 2) コンテンツ及び情報ライブラリの整備について

資料1に沿って事務局から説明。

資料2-2に関連して、委員からのご紹介。

- 資料2-2で環境と防災の国民運動が比較されているが、主体となる組織は、チームマイナス6%については環境省国民生活対策室、防災については内閣府（防災担当）・推進協議会となっている。この内閣府（防災担当）というのがなくなって、防災推進協議会だけになってしまうのは好ましくない。マークについては、チームマイナス6%のようなムードを盛り上げるものだけでなく、丸適マークのような政策的拘束力をもったものも必要だと考えている。環境省ではエコマークや自治体単位で使われているマークについても、認定するわけではないが、3つか、4つの掲載基準をクリアしたものをホームページ上に掲載して紹介している。防災についても、内閣府と、住宅メーカー、町内会、グッズ、マークとの関係を考える上で、参考になるのではないかと。予算がなくても、そのような方法で国として国民運動を展開していることを見せることもできる。
- カッコいい活動や、すばらしい活動を紹介するホームページに情報を集中させることが重要である。コンテンツに関しては、内閣府の調査によって、地方公共団体の取組がたくさんあることが示されたが、そのような情報を紹介することができるホームページが欲しい。「防災Google」など、yahoo!やGoogleと組んでみるのも面白いのではないかと思う。
- コンテンツだけがあるようなホームページから一歩進めて、誰が何の目的で使うのかという具体的なユーザーシナリオを具体的に検討する等して作る必要がある。例えば、家具の固定などやりたいことのテーマ毎に情報が収集できるとか、一般市民・自治会長・行政職員などの立場毎に、1日前プロジェクトのエピソードが整理されていたらいいと思う。現状は、多くの事例がただある印象があり、まだファーストステップの状況にある。
- コンテンツと情報ライブラリについては、お金をかけなければ無理である。全体像がわかっていて、弱いところを拡充できる人に継続的にメンテナンスしてもらうのがよい。現状では、かなりの量の情報が集約されているものの、あちこちにいろんなことが掲載されていて、サイト内ではなく、一般検索からたどり着くような状態。リンク切れなどのメンテナンスも必要で、そうなるとう内部で片手間にやるという範囲を超えている。世の中は中身よりもむしろ、使い勝手に評価される面がある。これから10年間にわたって、外部委託も含めプロがメンテナンスしていくにはどうしていくべきか検討をお願いしたい。
- ホームページの管理は大事だと思う。1回作成しても、継続的に管理することが重要。また、自分で全て作る必要はなく、リンクがあればよい。できあがるのが目的ではなく、どれだけ多くの人に有効に使ってもらえるのかという点に主眼を置いて、きちんとした管理をしていくべきである。
- ホームページが大事であるということで皆さんの意見は一致している。ポータル部分の整理をどれだけ継続的にやっていけるかがカギ。例えば、防災に非常に興味があり詳しい人が張り付いていて、管理してもらうのが理想的である。地域にある様々な取り組みの情報を、各地域のモニターから地域通信などの形で発信してもらって、内閣府に新たな情報が届く仕組みが必要。中川さんがなさっているような、毎日、更新されていることがわかるようなニュース配信ができれば、一気に変わるのではないだろうか。最低限のお金はかけなければできないことであろう。
- 継続的に行政以外のアイデアを借りるというアイデアをいただいたが、枠組みの議論とその

枠組みが何をするかはセットで議論されるべき点だと考える。ホームページについても、枠組みの中でどう対応していくか検討したい。

### 3) ロゴ・マーク等の制定について

- 収集したマーク制度の情報から、内閣府、あるいは防災推進協議会など防災の担い手として、何をするかという戦略の部分の明確にして、具体的なマークの仕組みを考えるべきである。チームマイナス 6%は、みんなで足し合わせて何%削減できるから、みんなで頑張らなければいけないという共通認識を持たせるために、誰が何をするかを決めたり、国として国際的責任を果たさなければいけないために、環境省が前面にでて、本来業務として取り組んでいる。今の防災で問題なのは、個人個人が自分で身を守らなければいけないということ、個人個人が知らないということ。但し、内閣府が「自分の身は自分で守る」と言ってしまうとマスコミから批判が出るかもしれないので、防災推進協議会という民間の団体を通じてキャンペーンをした方がいいかもしれない。問題を逆説的に考えて、目的を明確にすれば、主体も方法論も内閣府の立場も変わるはずである。要するに何をしたいか、何が不足しているかというところをうまくコンセプトとして抽出してから、それに馴染むマークや制度を考えるということではないか。
- 委員の皆様のご意見としては、本来何をすべきかということが主で、ロゴ・マークは付加的な位置づけということではよいのではないか。
- 枠組みの話ともつながってくるが、マークを作る時に、戦略的に考えなければいけないということには異議がない。背景の話に戻るが、名古屋で福和先生が活動をスタートさせる際に、大学や役所の中、職員の自宅で家具固定ができてないことを公表し、国民と同じ目線からスタートした。やりたいことの統一感や本気度を伝えるためには、内閣府もこのようなアプローチを検討したらどうか。また、みんなで取り組んでいることの統一感が感じられるようにマーク制度はあった方がムーブメントは作りやすいと思われる。
- 「TOKAI-0」のように目的志向のはっきりしているものがよいのかもしれない。マークや制度をどう作るかを考える前に、本来の目的を明確にすることが必要であろう。

### 4) 国民運動のノウハウの蓄積と活用について

- 個別にいいことが書かれているが、基本的な方針が明確でないように感じる。例えば、既存不適格を許さないという姿勢、楽しく達成感がある、様々な団体が防災の DNA を埋め込むなどのような整理をしてもらいとわかりやすかったのだが。また、目的に照らして、現在どの部分の活動が伸びていないから、将来的にどうしたいというのがわかる見せ方にして欲しい。愛知県は 1 団体に 30 万円ずつ財団法人に助成して、耐震診断のローラー作戦を展開している。荒川区は、既存不適格の住居から、そうでない住居に転居すると月 4 万円補助する制度がある。
- 「防災ミシュラン」のような、鍵屋マーク、福和マーク、当時者でない方のコメントと星が事例を紹介する際についているような見せ方をホームページ上でしていくと、ワクワクする見せ方になると思う。
- 鍵屋さんのような地域特派員がいて、こんなに面白い取組みがあったということ、掘起こして紹介する仕組みがあったらいいのではないか。防災自慢大会の開催や、「Yahoo!グルメ」のような「Yahoo!防災」などのページがあって、個々の取組に評価がついているというアイデアもある。また、内閣府の後援をもらうと、非常に人が集まるので、後援や共催する代わりに、簡易にイベントを登録してもらうような仕組み作りができないかと思う。
- 地元への愛着がある人が多いと思われるため、都道府県別の見せ方があるといい。嫌みのない競争心が生まれるのではないか。
- 取組みの数、地震保険の加入率、家具の固定率などをグラフで見せる方法もある。
- 地域防災研究会で、面白い取組みを紹介してくださいとお願いしたところ、ほとんど集まらなかった。これは、自分の取組が面白いかがわからないということを意味していると思

われる。そのため、各地を回って情報を持ってきている人が紹介する方がよいのかもしれない。国民運動の専門調査会の事例でもあったが、政府の看板だけでなく、学協会と連携して彼らの看板をうまく活用できると動きやすいと思う。

- 「個別のテーマ審議のための会議」と書かれていて、座長から各テーマに有識者が参画してはどうかという話があったが、防災推進協議会が取組むとすれば、その内容によっては、様々な経験やノウハウを持っている本懇談会の委員の方が参画していただけるようにしていただきたい。
- 何をやるかを検討中であるが、テーマ別に本懇談会の委員の皆様にも入っていただくことを考えていきたい。
- 地婦連では、「ごはんを食べよう」の国民運動や「カエル！ ジャパン」、「チームマイナス6%」にも関わっている経験から言うと、枠組みはないよりはあった方がいいので、防災推進協議会は大事にした方がよい。何の運動にしても、まずはできることから始めていくしかない。コンテンツの存在を知らせるには、メールでお知らせをすとか、リンクを張ってもらうようお願いする方法がある。特に都道府県との情報共有ができないと、その後の展開もしづらいため、都道府県の防災担当者や市町村の教育委員会の方にホームページの存在を知っていただくことが必要。ロゴ・マークについて「防災ミシュラン」のような見せ方をするというアイデアは非常に良い。消費者運動に深く関わってきたが、消費者運動の力強さのポイントは、民間の消費者団体がしっかりしていて、幅広いネットワークが存在しているが、内閣府や他省庁とも関わり合いがある。表裏一体となってしまうと、お互いにものを言いづらくなる可能性があるが、いい距離感が保たれていて、民として政府や自治体に対してきちんと要求もする。防災推進協議会についても、いい距離感を保ちながら、こつこつと取組んでいく必要がある。
- 地震・火山で被害想定や災害教訓などの非常に有用なコンテンツが公表されているため、それを誰でも利用できるようにしておく、災害や防災に興味があり且つ詳しい人はかなり見に来ると思う。

##### 5) 周知 (PR) 方法の見直しについて

- タイミングも考えるべき。前回の懇談会で、地震速報と一緒に家具の固定についての情報を出してはどうかと申し上げた。アメリカでは、オープンウインドウ理論と呼ぶようだが、災害直後の国民の関心の高い時期を利用して、内閣府のホームページに集中したアクセスを誘導するような仕組み、参事官のテレビでのコメント内容について何をすべきかを伝える戦略を日頃から持っていたらと思う。
- 具体策はかなりやっているものの、国民に周知されていないことを残念に思っている。消防庁の教材が全国の消防署で周知されていないこと、「命を守る」のコンテンツについても非売品で語り部がたくさんいるが、国民全体に知れ渡っていない。NHK でなさっているような緊急地震速報や住宅の火災報知機のお知らせのように何度も扱っていただかなければ国民運動にはつながらないのではないかと。本当に国民運動につなげるには、地域を回って、そういうことをお知らせする人が欠かせないと感じている。
- 緊急地震速報のお知らせは、何千、何万枚と張り出されているが、あのようなものの中に、住宅の耐震性や家具の固定が大事だと書いてもらうとか、ロゴ・マークを入れてもらい、他省庁と連携してやれば、内閣府自体でそれほどお金をかけなくてもできるのではないかと。
- 内閣府に NHK が実施した緊急地震速報のような PR を求めるのは難しいかもしれないが、内閣府としては減災目標を打ち出しているのだから、そのフォローアップをするなど、PR するための情報を常に提供する必要がある。同じ事を繰り返すよりも、手を変え品を変えながら伝えていくことが必要だと考える。
- NHK の和歌山放送局では、浜口梧陵にちなんで「はまQ」という出前クイズ大会をやっていて、参考になる。起震車を持って行った時に必ずクイズをするというアイデアもある。パン

フレットを作成するのに、何千万円もつぎこむよりは、ポータルサイトを管理する人を雇う方が重要だと思う。

- 組織論的なこと、やるべきことは書かれているが、各プレイヤーが何をするのか役割分担を考えるべき。例えば、ゲームを作るのであれば、お金があれば運営も含めて外部に委託するかというようなことを具体的に決めることになる。クイズもメンテナンスが必要である。担当者が変わってしまえばそれで終わりにならないような仕組みを考えていかなければいけない。企業については、防災を本来業務としている人と、ユーザーとして受け止めている企業は分けて考えなければいけない。本来業務としている人を中心にとすると、客観性がないという批判が出る可能性があるので気をつけなければいけない。

## 2. 今後の進め方

- 短期間で委員の皆様方に活発な議論をいただいたことを感謝している。推進協議会については、別の場で議論を継続していく予定である。ホームページや予算についても、夏にかけて事務局としてどうするかを考えていきたい。具体的にどこまでできるのかについて、委員の皆様方には何らかの形でフィードバックしたいと考えているので、その際には、ご意見等をよろしく願いたい。
- 大きな方向性については、委員の皆様方に合意いただいたようである。やる気のある人が集まれば、完璧でなくても何かしら動き始めることができるので、推進協議会も無理のない範囲で、前に動き出すことができればよいと考えている。2回の会であったが、委員の皆様方に自由にご意見をいただいたので、ある程度の方針が出せたのではないかと考えている。どれだけ継続できるかが重要なので、内閣府が企画できなくても自主的にやり取りするなど、何らかの形で意見交換を続けていきたい。

以 上

災害被害を軽減する国民運動に関する懇談会（第2回）  
出席者名簿

敬称略

委員

|        |   |
|--------|---|
| 浅野 幸子  | 全国地域婦人団体連絡協議会事務局・研究員                    |
| 池上 三喜子 | 日本YWCA常任委員                              |
| 鍵屋 一   | NPO法人東京いのちのポータルサイト理事                    |
| 亀山 薫   | 日本生活協同組合連合会組織推進本部震災担当                   |
| 中川 和之  | (株)時事通信社防災リスクマネジメント Web 編集長             |
| 福和 伸夫  | 名古屋大学大学院教授                              |
| 丸谷 浩明  | 財団法人建設経済研究所研究理事<br>特定非営利活動法人事業継続推進機構理事長 |
| 南 将美   | 元(社)日本PTA全国協議会副会長                       |
| 山口 勝   | NHKアナウンサー                               |

(五十音順)

内閣府

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 田尻 直人 | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）   |
| 山崎 速人 | 内閣府政策統括官（防災担当）付企画調整官（災害予防担当） |
| 金山 宏一 | 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官補佐（災害予防担当） |
| 鈴木 久男 | 内閣府政策統括官（防災担当）付主査（災害予防担当）    |

# 災害被害を軽減する国民運動に関する懇談会（第2回）

## 議 事 次 第

日 時：平成21年3月23日（月）

15:00～17:00

場 所：ホテルフロラシオン青山

1. 今後の方向性について

2. 今後の進め方

### 配付資料

- 資料1 災害被害を軽減する国民運動の今後の方向性について
- 資料2-1 災害被害を軽減する国民運動の推進枠組みに参考となりうる制度（マークを含む）
- 資料2-2 環境及び防災分野の国民運動の比較
- 資料3 防災に関するアンケート調査
- 資料4 地方公共団体における減災に係る取組調査
- 資料5 地方公共団体の防災に係る条例の制定状況

## 災害被害を軽減する国民運動の今後の方向性について

災害被害を軽減する国民運動（以下「国民運動」とする）については、中央防災会議の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」におけるいわゆる「基本方針」（平成18年4月21日）（注1）やいわゆる「報告」（平成18年12月13日）（注2）に基づいて進められ、今後も引き続き推進を図っていくところではあるが、現段階において認識される課題や問題点等を踏まえ、今後、以下の各項目については、それぞれ以下に記した基本的な方針に基づき、具体策を実施することにより、取り組んでいくこととしてはどうか。

（注1）「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」

（注2）「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」

### 1. 国民運動推進の枠組み

〔基本的な方針〕

国民運動の推進は、行政、民間、地域等多様な主体によって行われているところであるが、特に基本的な枠組みについて、その役割が最大限発揮されるよう、配慮をしていく必要がある。

防災推進協議会は、防災に関係のある70の団体によって構成され、「防災フェア」や「防災ポスターコンクール」の実施主体となるなど、これまで一定程度の役割を果たしてきたものの、今後は、会員団体による審議・意見交換・連携の「場」としての位置づけを重視し、国民運動の一翼を担う組織となりうるよう、具体的な検討を行うことが望ましい。

また、中央省庁における防災の横断的組織としては、中央防災会議があるが、防災に関する国民運動を推進するという観点からの横断的な会議は専門調査会の解散後は置かれておらず、防災の啓発的な活動は、内閣府をはじめ、消防庁、文部科学省、国土交通省など複数の省庁においてそれぞれ行われているという面がある。よって、可及的速やかに、行政内部における連絡体制の構築を図る。

さらに、地方公共団体との連携を密に行い、全国の地域への展開を促進し、国民運動の広がりを積極的に推進する。

### 2. コンテンツ及び情報ライブラリの整備

〔基本的な方針〕

防災に関する国民運動の推進を図る上での手段としてのいわゆる「コンテンツ及び情報ライブラリ」については、これまで、紙媒体としては「減災のてびき」や、「一日前プロジェクト」等があり、また、それらについては、インターネットの内閣府の国民運動のHP「災害被害を軽減する国民運動のページ」に、防災に関する様々な情報とともに掲載しているところである。

当該資料については、防災に携わる者に一定程度認識され、また、ある程度利用されているものの、必ずしも、国民全般に幅広く認識・利用されているとは言い難い。

これは、コンテンツ及び情報ライブラリ自体の内容が必ずしもわかりやすいものとはなっていないという点があることも否定し得ないが、その一方で、それら資料の印刷部数が、国民全般に行き渡るだけのものとなっておらず、そもそも認識されていない、という面もある。

したがって今後は、①コンテンツ自体の内容の質的充実、とともに、②国民に広く行き渡

らせるための量的充実、をも図ることとする。

#### 〔具体策〕

##### ①既存のコンテンツの質的充実及び国民に親しまれるコンテンツの開発

既存のコンテンツを見直し、一般の利用者にとってわかりにくくないか、全く関心のない者に関心をもってもらうという点に配慮されているか、また、誤解を生む表現等はないか等について、再検討を行い、必要に応じ修正又は新規作成等を行う。

##### ②コンテンツの量的充実

コンテンツの配布先の見直し及び必要な印刷部数の増刷、並びにPRの充実等。さらに、民間の団体が、CSR等の観点から内閣府等の教材等を独自に印刷して配布・活用することへの働きかけ・協力等。

##### ③情報ライブラリの整備

これまでに作成・収集を行った、あるいは今後作成・収集を行うこととなるコンテンツを紹介するホームページについて、利用者の側に立って、目的とする情報に容易にたどり着けるよう工夫をするとともに、コンテンツや情報ライブラリの管理を、継続的に最新の状況に維持管理できるような仕組みを検討する。

### 3. ロゴ・マーク等の制定

#### 〔基本的な方針〕

一般的に、何らかのテーマを有する国民運動を展開するに当たっては、特定のロゴ・マークが存在することが多い。例えば、地球温暖化防止の国民運動の推進のための「チーム・マイナス6%」や、乳がん撲滅の国民運動の推進のための「ピンクリボン」などがそれに当たる。

災害被害を軽減する国民運動の目的に照らし、主体や方法論を明確にした上で、ロゴ・マークが有する国民運動の推進力に鑑み、ロゴ・マークを制定することとし、その具体的な検討に入る。同マークは、防災に関する国民運動の裾野を広げる役割を中心として制定することを目的として、例えば、認証制度等、高いハードルを有するものについては、将来的な検討課題とはしつつも、当面は、「チーム・マイナス6%」のように、賛同する者・団体であればどのような者でもその活動において用いることができるものから取り組む。

#### 〔具体策〕

以上を踏まえ、防災の国民運動に関するロゴ・マークについては、

- ① 一定の委員会を設け作業を開始。
- ② 委員会では、災害被害を軽減する国民運動の趣旨に適う戦略を検討し、対象となる主体や方法論などを明確にした上で、具体的にどのようなマークとするのかを検討する。
- ③ マーク制定過程においては、制定後の普及促進という観点を考慮し、例えばマーク制定の委員会に普及に関係する団体に参画を依頼する等の工夫を行う。
- ④ 検討に当たっては、一種類のマークではなくとも、例えば「こども110番」のマークのように、賛同する者・団体が自由にマークをデザイン・使用する余地も含ませることとする。また、例えば、静岡県の「TOUKAI（東海・倒壊）-0（ゼロ）」のように目的を明示するキャッチフレーズ等、マークに替わる言葉等も対象とする。
- ⑤ マークの案については、一般から公募することも検討する。

## 4. 国民運動のノウハウの蓄積と活用

### 〔基本的な方針〕

減災に関する国民運動の展開に当たっては、実施主体となる団体及びその活動が極めて多種多様であること、その活動については、他の地域の団体の活動に参考となる取組も多いものの、多くの場合地域内で行われること、また、主体の発信力や交流機会が十分でないため、各実施主体の取組成果やノウハウは、当該団体やその関係者等、限定された範囲でしか参考とされておらず、全体として十分に活用されているとは言えない状況にある。

そこで、各地域の有識者や団体の間で情報の共有や、情報交換が活発に行われ、お互いの活動を支援するまでに発展させることが出来るようになることを目標とし、以下に示す個々の方策を推進することにより、減災に関する国民運動のノウハウの蓄積及び活用が図られる仕組みづくりを行う。

### 〔具体策〕

防災に関わる国民運動のノウハウの蓄積と活用については、以下の点を中心に、進めていくこととする。

#### ①既存の内閣府の取組のより一層の促進

内閣府で実施している「全国防災まちづくりフォーラム」や「防災隣組育成推進モデル事業」の活動は、各地域における主体をつなぎ、地域における共助の取組を広く紹介しようとするものであることから、その取組をインターネット等の方法により幅広く周知する仕組みを検討する。

#### ②重点課題の促進策

各省庁が協力して、「耐震化（既存不適格問題の対策の検討など）」、「家具固定」、「防災教育の推進」といった、防災に関する重点課題について取り組み、また、他の主体やそれらの活動を促進するための場として、実務当事者が連携し協議する会議体を設ける。

#### ③事例集の作成

参考となる地方自治体や民間の取組事例を把握するための調査等を行い、防災・減災取組の事例集などを作成し、関係団体に配布することにより、ノウハウの継承に資する。

#### ④表彰等の仕組み

表彰、標語選定、事例発表会など、優れた取組を評価し、称える仕組みを設ける。

#### ⑤イベント等の実施

「町内の防災訓練」、「ぼうさいフェア」等、各地域の防災意識向上のためのイベントについては、各地域毎の発案・実施が促進されるよう、調整を図るとともに、全国的な拡がりの観点から効果的なものについては、積極的に企画を行う。

#### ⑥各地域に蓄積されたノウハウの入手しやすさ

地域の自然環境により防災のアプローチも変わることも踏まえ、国民運動のホームページに地域ごとの関連情報を効果的に整理し、国民運動の担い手が欲する情報が効率的に入手できる機能を持たせることを検討する。

## 5. 周知（PR）方法の見直し

### 〔基本的な方針〕

本方針案では、「ロゴ・マークの制定」や「コンテンツ及び情報ライブラリ」の充実が提案されているが、仮にそれを実施したとしても、その存在が世に広く知られるものでなくては、その効果は大きく減殺されてしまう。これまでの国民運動では、有用なコンテンツ等が備わ

っていないながら、必ずしも効果を十分に上げていなかったとしたら、その点にも大きく関係しているのではないかと考える。

防災に関する様々なコンテンツ等と、一般国民を結ぶための、周知（PR）については、様々な媒体を使って行うこととする。

#### 〔具体策〕

##### ①マスメディアへの対応

テレビ、ラジオ（AM、FM、コミュニティFM等）、新聞、インターネット等の各種メディアからの発信は、国民全般に非常に大きな影響力を有することから、防災に関する情報について、より多くそれらマスメディアで取り上げてもらうよう、各種対応を実施する。

##### ②メディアへの効果的なPR方法

例えば、被災経験のある著名人・行政機関のトップ・被災地の住民など国民各層から幅広く、防災への思いや日頃の取組等を語っていただくことや、防災以外の分野で活躍するキーパーソンに対し、防災への取組を推奨するなどにより、一般国民に広くかつ分かりやすく防災に関する知識・情報が行き渡ることが期待されることから、そのような効果的なPR方法について工夫を行う。

##### ③各機関との連携

数多くの者が利用する機関、例えば、駅、大学・高校等各種学校、病院等において、それら機関の協力を仰ぎ、一般の者から目につく形態で、防災に関するポスター、リーフレット、パンフレット等の配布・掲示等を実施する。

##### ④各省庁との連携

他省庁の防災関連ポスターに国民運動の紹介文を載せてもらうなど、効率的な連携による周知策を検討する。

## 6. 国民の参加を促す方策

#### 〔基本的な方針〕

防災に関する国民運動については、自助・共助の重要性が特に着目されている。政府による情報提供も引き続き重要であるが、このような防災の取組は、個人や地域にとって社会的責任を果たす側面があることに鑑み、国民自らが、この取組に関心を持ち、まずは身近な取組から始め、その結果、次第に大きな国民運動が展開されるよう、図っていくことが必要である。

そのような観点からは、国民の興味を引き、積極的・自発的に参画する情報・ツール・イベント等を用意し、それをきっかけとして自助・共助について考えてもらうという流れを用意することが必要である。

#### 〔具体策〕

##### ①パソコン上で行うゲーム

現在内閣府では、「防災に関する参加型のシミュレーションツール」としてパソコン上で行うゲームの検討の途上であるが、それが完成し次第、その存在を周知し、広く国民全般に気軽に体験してもらい、それをきっかけに、防災に興味をもってもらうということが考えられる。

##### ②標語募集

すでに交通安全等で採られている手法（注1）であるが、防災に関する標語を募集し、

大臣賞等を授与して、防災について考えてもらうきっかけになるものと考えられる。

既に「大臣賞」等も用意して内閣府で「防災ポスターコンクール」を実施しており、その中で、防災に関する標語についても作品の中に盛り込んでいただいているところであるが、必ずしも「標語」について着目して審査しているわけではないことから、訴求力のあつる「標語」を求めるものとして募集し、優秀作を、防災に関する様々な場面で利活用するという方策も考えられる。

(注1)「道路ふれあい月間」推進標語募集…国土交通省において、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護活動の推進に努め、この一環として、「道路ふれあい月間」推進標語を一般から募集。

### ③防災知識を競うクイズ大会

防災に関する知識を競ってもらう大会を設けることにより、防災に関する知識が各家庭・各学校という小さな単位で習得されることになり、最終的には各個人に吸収されることが考えられる。(既に、金融経済については、高校生によるクイズ大会が行われており、かなり活発に実施されている)(注)

(注2)「エコノミクス甲子園」…2006年～2008年まで、3回開催。金融知力普及協会が開催。

### ④防災知識・実践を表彰するコンクール

「4. ー④表彰等の仕組み」の具体策として、例えば「防災博士コンクール」などの名称により、特に高い防災知識を有し、また実践している者からの作文、作品等を募集し、表彰する行事を開催することにより、国民の防災に関する取組を後押しすることが考えられる。

\* 4. ー④は、

#### ④表彰等の仕組み

表彰、標語募集、事例発表会など、一般の者の優れた取組を評価し、称える仕組みを設ける。

災害被害を軽減する国民運動の推進枠組みに参考となりうる制度（マークを含む）  
 【政府等発案型 主なもの】

※ 公開資料・一部ヒアリングに基づいて作成

| マーク・関係団体   | 概要<br>(制度発足の経緯や趣旨、現在の普及状況)   | 構成団体等<br>(加入条件や加入団体等)  | マークの使用等<br>(使用方法、金額)   | 運営体制<br>(事務局体制や運営資金)   |
|--|--|--|--|--|
| <p>チーム・マイナス6%<br/>(環境省地球環境局内「チーム・マイナス6%」運営事務局)</p>                                    | <p>【経緯等】<br/>                 京都議定書が2005年2月16日に発効し、日本は2008年から2012年の間にCO2などの温室効果ガスを1990年に比べて6%削減することが義務づけられた。この削減約束の達成に向け、政府の地球温暖化対策推進本部では、「チーム・マイナス6%」を推進。<br/>                 ・プロジェクトではCO2削減のための6つのアクションを設定し、国民一人ひとりに具体的なアクションを起こさせるために個人、企業・団体にチーム員宣言を促すことで活動を推進。<br/>                 ・1人1日1kgのCO2削減を目指す「私のチャレンジ宣言」や低炭素社会づくりを目指した広報活動も実施。<br/>                 ・平成17年4月28日発足。<br/>                 【現状】<br/>                 平成21年3月13日19:15現在の参加者数は3,005,522名、参加団体数は28,161団体。</p> | <p>・チーム・マイナス6%の趣旨に賛同する個人、法人・団体は参加可能。<br/>                 ・ホームページ上で加入申し込み(チーム員宣言)を行う。<br/>                 ・個人にはチームパスが発行される。</p>                               | <p>【マーク使用法】<br/>                 政府が行う地球温暖化防止に関する各種イベント、行事、広報活動に活用するほか、経済界・労働団体・自治体・NPO・企業・学校・個人等が地球温暖化防止を推進する施策や活動を行ったり、地球温暖化防止に関する情報提供・普及啓発に資する活動を行ったりする場合に積極的に活用される。<br/>                 【使用料等】<br/>                 「チーム・マイナス6%」に参加するすべての企業・団体は、チーム・マイナス6%運営事務局に申請書を提出し、承認を受けることによりロゴマークを無償で使用することができる。</p> | <p>【事務局】<br/>                 環境省地球局地球温暖化対策課国民生活対策室が事務局。<br/>                 【運営資金】<br/>                 約30億円(平成17年度～、環境省)</p>   |
| <p>ごはんを食べよう<br/>                 国民運動<br/>                 (ごはんを食べよう国民運動推進協議会)</p>  | <p>【経緯等】<br/>                 本運動は、主食である米を通じて、国民一人ひとりが食料について考え、農業・農村の役割や食生活のあり方の見直しを図らせるため、消費者をはじめ生産者、学識経験者、団体・企業、国や地方公共団体などが一体となった国民総ぐるみによる「ごはんを食べよう国民運動推進協議会」を平成11年4月に設立し、活動を展開しているもの。<br/>                 ・平成7年の阪神淡路大震災時に様々なボランティア等からおにぎりの供給を受けたことを契機としてスタートした。<br/>                 ・主な事業は、シンポジウムの開催、普及・啓発活動の実施、情報の収集・提供など。<br/>                 【現状】<br/>                 平成20年現在335会員となっている。なお、マークの普及状況は不明。</p>   | <p>・運動の趣旨に賛同する団体・企業を推進協議会が会員。<br/>                 ・主な参加団体としては、農業、米穀流通、農機、農薬、外食、医師会、消費者団体、生協、PTA、全農県本部・経済連等の団体も会員。また参加企業としては食品関連で外食、食品、農薬、肥料、調味料等のメーカーが中心。</p> | <p>【使用方法】<br/>                 シンボルマーク等の使用は会員、非会員を問わず使用可能である。推進協議会による使用等の承認が必要。<br/>                 【使用料】無料。</p>  | <p>【運営】<br/>                 推進協議会によって行われており、推進協議会への加入状況は、平成20年6月現在、335会員となっている。内訳は食品業界等を中心に企業175社、団体101、47都道府県、学識経験者12名。<br/>                 ・推進協議会への会費は無料であるが協賛金を募っている。<br/>                 【事務局】<br/>                 事務局は、兵庫県農林水産部のスタッフ5名。</p> |

| マーク・関係団体  | 概要<br>(制度発足の経緯や趣旨、現在の普及状況)   | 構成団体等<br>(加入条件や加入団体等)  | マークの使用等<br>(使用方法、金額)   | 運営体制<br>(事務局体制や運営資金)  |
|---|--|--|--|---|
| <p>カエル！ジャパン<br/>(内閣府・仕事と生活の調和推進室)</p>  | <p>【経緯等】<br/>本運動は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などというさまざまな場において、また、子育て期や中高年期といった人生のさまざまな段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指すための運動である。<br/>・キャンペーンに関連しては、平成19年12月18日、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。<br/>・平成20年度を「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、個々の取組の支援とそのネットワークの構築を推進するとともに、「憲章」と「指針」を一人でも多くの人の理解を得て、社会全体での取組を推進するため、ポータルサイトの開設や連続シンポジウムの開催などを、「国民運動」の一環として展開している。<br/>・「カエル！ジャパン」というキーワードの下、シンボルマーク・キャッチフレーズを作成し、キャンペーンを実施している。<br/>【現状】<br/>マークの使用率については公表されていない。</p> | <p>・「カエル！ジャパン」キャンペーンに賛同し、仕事と生活の調和の実現に向けた具体的なアクションを起こす意志がある企業、団体、個人であれば、キャンペーンへの参加が可能。</p>      | <p>【使用方法】<br/>マーク使用希望者は参加登録を行ったうえで、利用規則に従ってロゴを使用する。<br/>【使用料】<br/>企業・団体、個人がホームページからダウンロードして使用でき、交付料は発生しない。<br/>・マーク使用者は、マークの利用実績を運営者に提出する。</p> | <p>【運営】<br/>内閣府・仕事と生活の調和推進室が運営している。<br/>【事務局】<br/>担当が1名(他業務との兼務)</p>  |
| <p>若チャレ！<br/>(厚生労働省職業安定局)</p>         | <p>【経緯等】<br/>若者の人間力を高めるための国民運動。<br/>・社会が大きく転換する今、若者が自立し、いきいきと活躍できる社会を目指して、企業や労働組合、学校、マスメディア、地域社会、政府等が一体となって、若者をとりまく問題をそれぞれの立場で考え、サポートし、その輪を広げていくことを目指している。<br/>・「若者の人間力を高めるための国民宣言」、「国民運動推進の基本方針」、「国民運動推進の行動計画」を基盤に、企業、学校・教育機関、地域社会、行政機関など、各界に国民運動の推進に協力する取組を促すとともに、ポスターや冊子、パンフレットを通じて社会への浸透を図っている。<br/>【現状】<br/>マークの普及率についてのデータは把握していない。</p>  | <p>・経済、労働、教育、地域社会等の各界代表、学識経験者等が議論を行う「若者の人間力を高めるための国民会議」が方針決定を行う。<br/>・平成20年2月現在、22名の委員が在籍。</p> | <p>【使用方法】<br/>推進ツールはホームページ上からのダウンロードが可能で、ダウンロード時に使用に関する登録はない。<br/>【使用料】<br/>入手する際に費用は発生しない。</p>  | <p>【事務局】<br/>厚生労働省「若者の人間力を高めるための国民運動実行委員会事務局」は現在解散している。<br/>【運営予算】<br/>平成18年に1.94億円、平成19年に1.75億円であったが、現在は予算措置は講じられていない。</p> |

| マーク・関係団体   | 概要<br>(制度発足の経緯や趣旨、現在の普及状況)   | 構成団体等<br>(加入条件や加入団体等)   | マークの使用等<br>(使用方法、金額)   | 運営体制<br>(事務局体制や運営資金)   |
|--|--|---|--|--|
| ビジット・ジャパン<br>・キャンペーン<br>(日本政府観光局)<br><br>                           | <b>【経緯等】</b><br>2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人とするとの目標に向け、日本の観光魅力を海外に発信するとともに日本への魅力的な旅行商品の造成等を行う官民一体のビジット・ジャパン・キャンペーン。<br><b>【現状】</b><br>キャンペーン開始(2003年)以降、訪日外客数は521万人(2003年)から835万人(2007年)と増えている。<br>・また、マークの利用実績は年間約400件程度。  | ・ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進または啓発にかかわる事業、また出版物の刊行等を行う地方公共団体、民間企業・団体等。                 | <b>【使用方法】</b><br>地方公共団体、民間企業・団体等による訪日旅行促進事業、ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進または啓発にかかわる事業、また出版物の刊行等について、ロゴを利用できる。<br>・使用希望者は利用規則に従い使用対象物や使用期間等について事務局へ申請の上、ロゴを使用する。申請後、e-mail等によるロゴの送付となる。<br><b>【使用料】</b><br>交付料は発生しない。 | <b>【実施本部】</b><br>国土交通大臣を実施本部長、(社)日本ツーリズム産業団体連合会(TIJ)会長、国土交通副大臣、(社)日本観光協会会長、日本政府観光局理事長を副本部長とし、官民の関連団体・企業や関係省庁等のトップ計57名で構成されている。<br><b>【事務局】</b><br>独立行政法人国際観光振興機構海外プロモーション部が実施本部事務局としての機能を担っている。キャンペーンの運営に充てられている資金は不明。ロゴの管理等に関しては事務局3名で対応している。 |
| 全国警察(生活安全課)<br><br><br>(一例)<br>警視庁子ども110番マーク<br>このマークは都内での活動を支援するもの | <b>【経緯等】</b><br>・幼い子どもが誘拐され殺害される事件が相次いで発生し、このような事件を二度と起こさないため、平成17年6月には犯罪対策閣僚会議において「地域ぐるみで行う子供の安全確保」が論議され、平成17年11月以降、警察、教育関係者、保護者やボランティアにより、地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るための取組みが開始された。<br>・子どもを守るボランティア活動の一つであり、下校時や公園・広場などで遊ぶ時間に「声掛け・痴漢・つきまとい・おどしや交通事故」などの犯罪被害に遭い、又は遭いそうになって助けを求めた子どもを保護し、警察への通報等を行う「子ども110番の家」についても、地域住民や事業者等の協力要請により、年々その数を増やしつつある。<br>・そこで、子供たちが緊急避難の目印として見やすく、助けを求めやすいように、大人のいる商店や事業所など協力してもらった建物、あるいはパトロール車に対し「子ども110番の家」のマークを付与することになった。マークは夫々の設置主体が独自に作製することにしたもの。例として警視庁での統一したシンボルとして、「警視庁子ども110番マーク」が作製されている。<br>・子どもたちが安心して通学したり遊んだりすることはもちろん、地域の住人が安全で安心して歩くことのできるまちづくりの一方策として、全国警察では、①希望団体へのマークの配布、②協力者に対する110番通報要領等の指導、③通学路等の安全点検パトロールなどを行い、「子ども110番の家」活動の支援体制を敷いている。また、各地の役所(青少年課など)や教育委員会でも、夫々「子ども110番の家」のガイドブックを作成。<br><b>【現状】</b><br>公表していない。(マークの発行は各団体に任されており、発行数の把握はしていない) | ・全国各地の教育関係者(教育委員会)、役所の青少年課など窓口、PTA・保護者、地域住民・自治会、ボランティア団体、並びに民間企業の自主的な参加形態となる。 | <b>【使用方法】</b><br>この「子ども110番マーク」は、<br>○ マークを作製したいが予算がない<br>○ 各地域や設置主体により名称やマークが異なっており、子どもにわかりにくいので、統一したマークを使用したい<br><br>などの事情を有する団体等に対し、各警察署から(無償で)配布される。   | <b>【事務局】</b><br>マークを発行する主体が担っている。<br><b>【運営資金】</b><br>各地方自治体からの助成金、補助金から支出、一方、民間レベルでは参加者の会費(町内会費等、活動団体の会費も含める)、事業者の出資などに基づく。   |

災害被害を軽減する国民運動の推進枠組みに参考となりうる制度（マークを含む）

【民間発案型 主なもの】

※ 公開資料・一部ヒアリングに基づいて作成

| マーク・関係団体   | 概要<br>(制度発足の経緯や趣旨、現在の普及状況)   | 構成団体等<br>(加入条件や加入団体等)   | マークの使用等<br>(使用方法、金額)   | 運営体制<br>(事務局体制や運営資金)   |
|--|--|---|--|--|
|  <p>ピンクリボン</p>                | <p>【経緯等】<br/>乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを訴えるシンボルマークとして世界中で使われている。例えば、エイボンでは2002年から「乳がんにさよならリップ」やピンクリボンをモチーフにしたオリジナルグッズを販売し、その売上げの一部を寄付している。寄付先は、(財)日本対がん協会、(NPO法人)乳房健康研究会で、マンモグラフィ車設置の助成や乳がん検診に携わる女性医師・技師の育成に役立てられている。<br/>・日本でのピンクリボン運動が一般的に認知されるようになったのは、2000年代に入ってからである。2000年10月にはエステローダーグループが「グローバルランドマークイlluminateーション」というアピール活動を開始し、その一環として東京タワーをピンク色にライトアップし、大勢の人へ視覚という形で、ピンクリボン運動の認知度向上に貢献した。<br/>【現状】<br/>世界30カ国以上で使用されている。</p>  | <p>・運動参加についての登録等は不要。<br/>・日本国内では、NPO法人や外資系・国内系企業が実施する啓発イベント等を通じて広がっている。<br/>・アストラゼネカ、アテニア化粧品、エイボン・プロダクツ、東京海上日動あんしん生命、ワコールなど、協賛する企業、市民団体は多数存在する。<br/>・また、Yahoo! JAPAN、asahi.comなどのポータルサイトやニュースサイトで広くピンクリボン運動が紹介されている。</p>  | <p>【使用方法】<br/>マーク使用についての登録や使用料等についての条件はない。リボンは、企業により自由にデザインして使用できる。<br/>【使用料】<br/>無料</p>   | <p>【運営】<br/>・日本でのピンクリボン運動の活動組織は多数ある。<br/>・その中のひとつNPO法人J.POSHの例では、個人・法人からの募金、啓発グッズ販売による収益金等を原資に、J.POSHピンクリボン基金を設置している。基金額については公開されていない。<br/>【運営資金】<br/>民間企業がピンクリボン運動の投じている費用は各社方針に依存、また寄付先も企業によってまちまちである。</p>   |
|  <p>ベルマーク<br/>(ベルマーク財団)</p> | <p>【経緯等】<br/>1960年(昭和35年)10月24日に、文部科学省の認可を得て、朝日新聞社が中心となって「教育設備助成会」(現・ベルマーク教育助成財団)を設立、スタートした。へき地学校の先生方の訴えもあり、へき地と都会の学校がともに教材備品を整えるのがねらい。<br/>・2008(平成20)年度事業計画案においても、ベルマーク運動が近年でも大地震が発生するたびに被災した子どもたちへの支援で大きな力を発揮し、2007(平成19)年度からは学校等の防災力強化を重点活動の項目のひとつに取り上げ、対応を強化してきたこと、北海道夕張市のように財政破綻が子どもたちの教育環境に悪影響を及ぼす新たな事態が生じていることに触れ、ベルマーク運動は教育環境に恵まれない子どもたちを助けるという運動の理念を常に訴えながら教育支援活動を一層強力に推進し、地域との結びつきを強めて、心豊かな人づくりと地球規模での教育の機会均等の実現に努めることを宣言している。<br/>【現状】<br/>平成19年4月から平成20年3月までの1年間の集票点数は4億3797万6406点、運動開始以来の累計は229億3389万余点、学校がこの1年間に設備品を購入した金額は5億0204万1249円。累計は2214億8035万0393円。</p> | <p>・本運動に関わる団体としては、財団、協賛企業、助成団体、協力会社がある。<br/>【協賛企業】<br/>マークの対象商品に関係する食品、文房具、日用品等の企業である。平成20年4月1日現在での協賛会社は58社、協力会社は20社。2000年以後は保険会社なども協賛している。<br/>【助成団体】<br/>教育機関や福祉団体のみが助成を受けられる助成団体である。そのため地域住民がマークを集め、マークそのものを学校や福祉団体などに寄付するという運動が行われている場合もある。<br/>・平成20年3月末現在、助成団体としては、28,503団体がある。運動への参加世帯数は約930万世帯、参加児童・生徒数は約1046万人。<br/>【協力会社】<br/>楽器・自転車製造業者・事務機器メーカー・書籍取次店・スポーツ器具メーカーなどで、助成団体へ設備類を販売する。現在、21社。</p> | <p>【使用方法】<br/>学校や福祉施設が、協賛会社がつけているマークを集めて財団に送付すると、1点1円換算で預金化され、預金を利用して協力会社から設備を購入することができる。<br/>・教育に直接関係ない商品は購入できない。<br/>【使用料】<br/>ベルマークは協賛会社が商品に付けるため、運営者にマークを付けるための費用は発生しない。</p> | <p>【運営】<br/>ベルマーク教育助成財団が運営している。理事会(14名で構成)、事務局長の下に、総務部(庶務係、学校設備係)、業務部(証票管理係、検収係)、経理部(経理係)、広報部(東京、名古屋、大阪、北九州)を配している。職員は約30名。<br/>【運営資金】<br/>協賛会社は経費負担として分担金(財団の維持費、広報費など)、市場調査費(設備購入の負担金)、万が一の時のための保証金を必要とする。<br/>・事業活動支出は総計約3.94億円(平成20年3月度決算)で、その内訳は①事業費支出(約1.85億円)、②管理費支出(約2.09億円)である。事業費のうち0.57億円は、国内外向けの教育助成費として使用されている。</p> |

## 環境及び防災分野の国民運動の比較

|                       | 環境分野  | 防災分野   |
|-----------------------|---|--|
| 取組の促進を目指す国民運動とそのスローガン | 【チーム・マイナス6%】<br>・みんなで止めよう温暖化  | 【災害被害を軽減する国民運動】<br>・個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」、行政による「公助」の連携・協働 等                 |
| 主管官庁                  | 環境省   | 内閣府  |
| 予算額                   | 約30億円   | 約1.24億円  |
| 主体となる組織               | 環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室   | 内閣府（防災担当）災害予防参事官室・防災推進協議会  |
| 経緯                    | 平成17年4月28日発足  | 平成18年4月21日<br>「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」決定   |
| 根拠                    | 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）、環境省設置法（平成11年7月16日法律第101号）               | 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2章第1節 中央防災会議   |
| イベント等                 | ・年間を通じて、チーム員企業・団体と連携し、各種イベントやキャンペーンを実施<br>・チーム員参加の呼びかけ、身近な地球温暖化防止の取組を呼びかけ   | ・防災フェア（毎年）<br>・災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会（全14回、平成17年12月～平成18年12月）<br>・ぼうさいカフェ（平成19年度）など |
| コンクール                 | ・年間を通じて、チーム員企業・団体と連携し、各種コンクールを実施  | 防災ポスターコンクール（毎年）  |
| 広報                    | ・イベントやキャンペーンのマスコミ報道を通じたニュース発信<br>・ポスターの作成・配布、政府広報を活用した新聞、テレビ、ラジオを通じた広報（全国）  | ・広報「ぼうさい」（年6回発行）<br>・防災の日、防災週間に関連したポスターの作成・配布、政府広報を活用した新聞、テレビ、ラジオを通じた広報（全国）            |
| 教育ポータルサイト             | ・チーム・マイナス6%ウェブサイト「地球温暖化webゼミナール」  | 情報ライブラリ「災害被害を軽減する国民運動のページ」（平成18年4月開設）  |
| 教材                    | ・貸出用DVD「地球温暖化 今、私たちにできること」<br>・チーム・マイナス6%ウェブサイト「スペシャルムービー」「地球温暖化シミュレーション」など | ・「一日前プロジェクト」<br>・「減災のてびき」<br>など  |

## 防災に関するアンケート調査

### ～アンケート集計結果～

#### 1. 調査概要

##### (1) 調査対象

全国の20歳以上の男女で調査会社の登録者（モニタ）

有効回収回答数：2,000（都道府県別・性別・年齢別割合を国勢調査人口比に割付）

調査期間：平成21年2月3日～2月13日

調査方法：ウェブ調査

##### (2) 調査目的

国民一人一人の災害対策に関する意識と、対策の実施状況ならびに対策が進まない理由について調査し、今後の災害被害を軽減するための国民運動の展開の参考とする。

##### (3) 調査項目

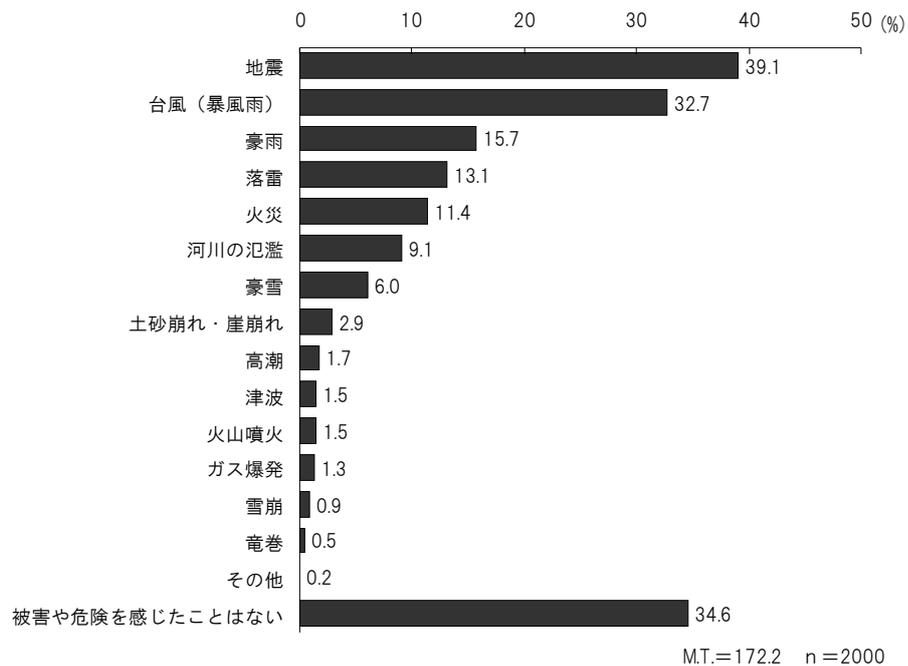
- ① 災害対策に関する意識
- ② 地震対策に関する意識
- ③ 防災情報に関する意識
- ④ 防災関連のイベントに関する意識
- ⑤ 災害時の助け合いに関する意識
- ⑥ 自助・共助の促進のために国や自治体に期待すること

## 2. 調査結果の概要

### (1) 災害対策に関する意識

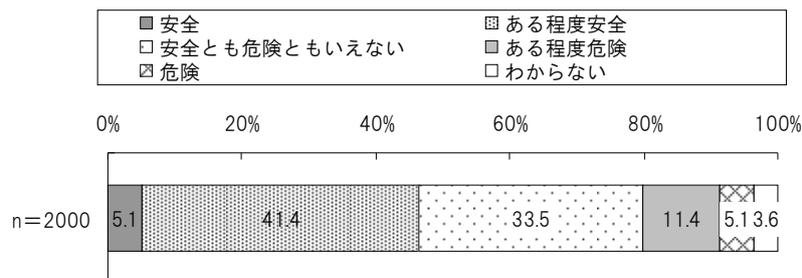
#### ① 災害被害・危険覚知の経験 (Q1)

- 被害を受けたり、身近に危険を感じたりしたことのある災害として、「地震」をあげた回答者の割合が 39.1%と最も高く、次いで「台風(暴風雨)」が 32.7%、「豪雨」が 15.7%、「落雷」が 13.1%と続いている。
- 一方、34.6%の回答者が「被害や危険を感じたことはない」と回答している。



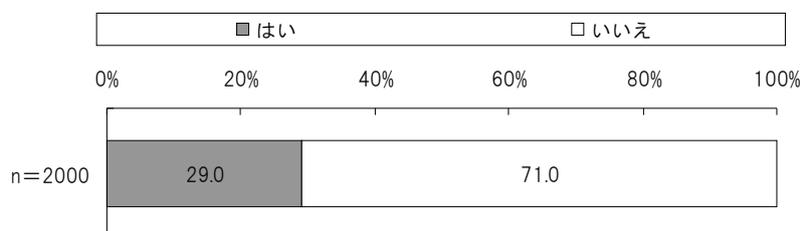
#### ② 居住地域の安全度 (Q2)

- 居住地域が災害に対して安全かどうかについては、「ある程度安全」と答えた回答者の割合が 41.4%と最も高く、「安全」と答えた回答者の割合と合計すると 46.5%となる。
- 「安全とも危険ともいえない」と答えた回答者の割合は 33.5%である。
- 「危険」または「ある程度危険」と答えた回答者の割合は 16.5%である。



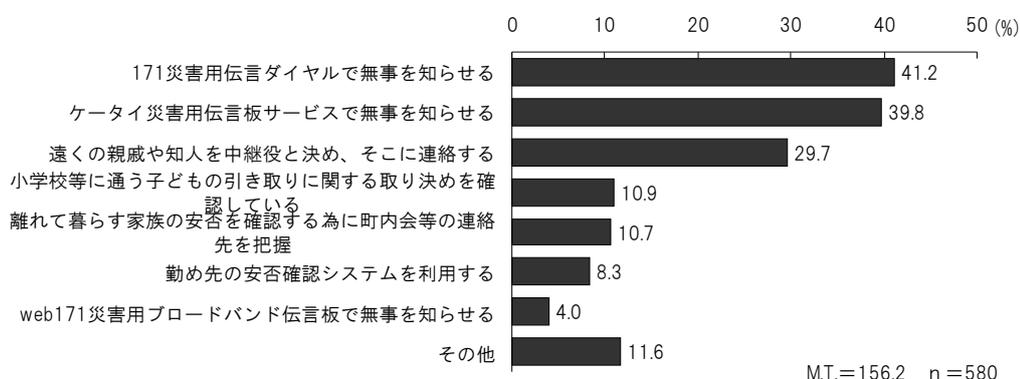
### ③ 家族等との安否確認方法の取り決めの有無（Q3）

- 家族や身近な人と、災害が起きた時の安否確認方法について話し合い、取り決めている回答者の割合は 29.0%にとどまっている。



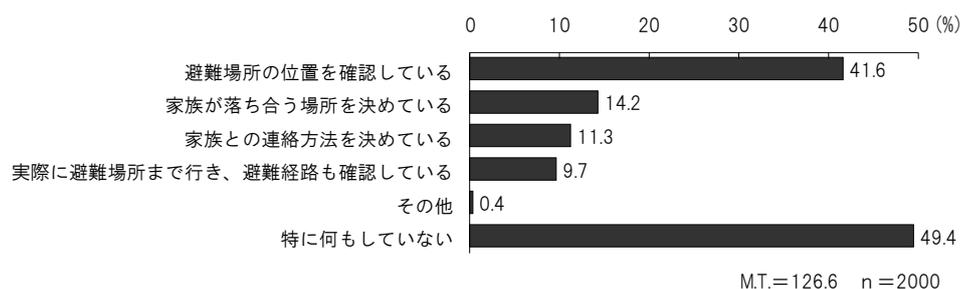
### ④ 安否確認方法（Q3-1）

- 安否確認方法について話し合い、取り決めていると回答した 580 人に対してその方法を尋ねたところ、「171 災害用伝言ダイヤル」をあげた回答者の割合が 41.2%と最も高く、次いで「ケータイ災害用伝言版サービス」が 39.8%、「遠くの親戚や知人を中継役と決め、そこに連絡する」が 29.7%と続いている。



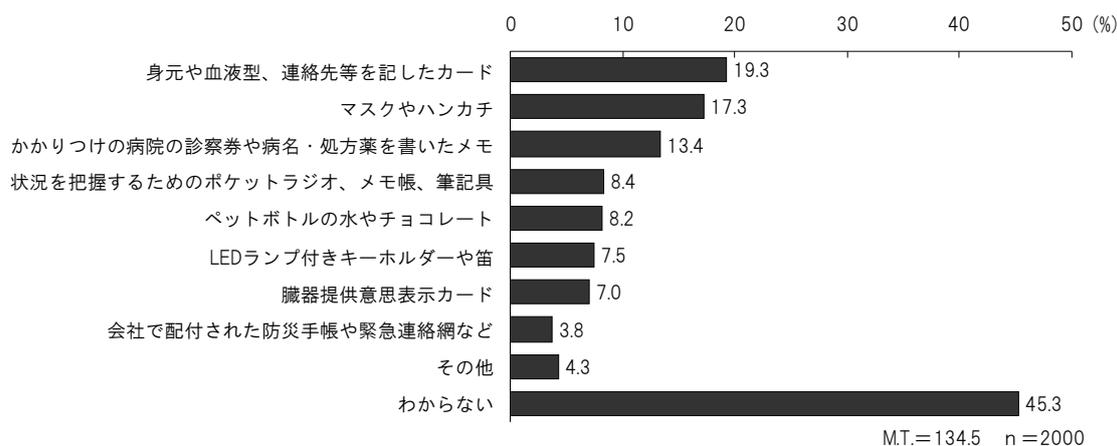
### ⑤ 自宅外への避難に備えた対策（Q4）

- 自宅以外の場所へ避難しなければならない事態に備えた対策については、「特に何もしていない」と答えた回答者の割合が 49.4%と最も高い。
- 「避難場所の位置を確認している」と答えた回答者の割合は 41.6%と比較的多く、次いで、「家族が落ち合う場所を決めている」が 14.2%、「家族との連絡方法を決めている」が 11.3%と続いている。



### ⑥ 外出中の被災に備えて携帯しているもの（Q5）

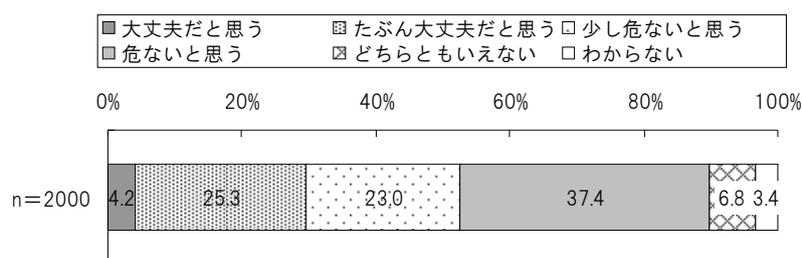
- 外出中の被災に備えていつも身に着けているものについて、「わからない」と答えた回答者の割合が 45.3%と最も高い。
- 外出中の被災に備えていつも身に着けているものとしては、「身元や血液型、連絡先等を記したカード」をあげた回答者の割合が 19.3%と最も高く、次いで、「マスクやハンカチ」が 17.3%、「かかりつけの病院の診察券や病名・処方薬を書いたメモ」が 13.4%と続いている。



## (2) 地震対策に関する意識

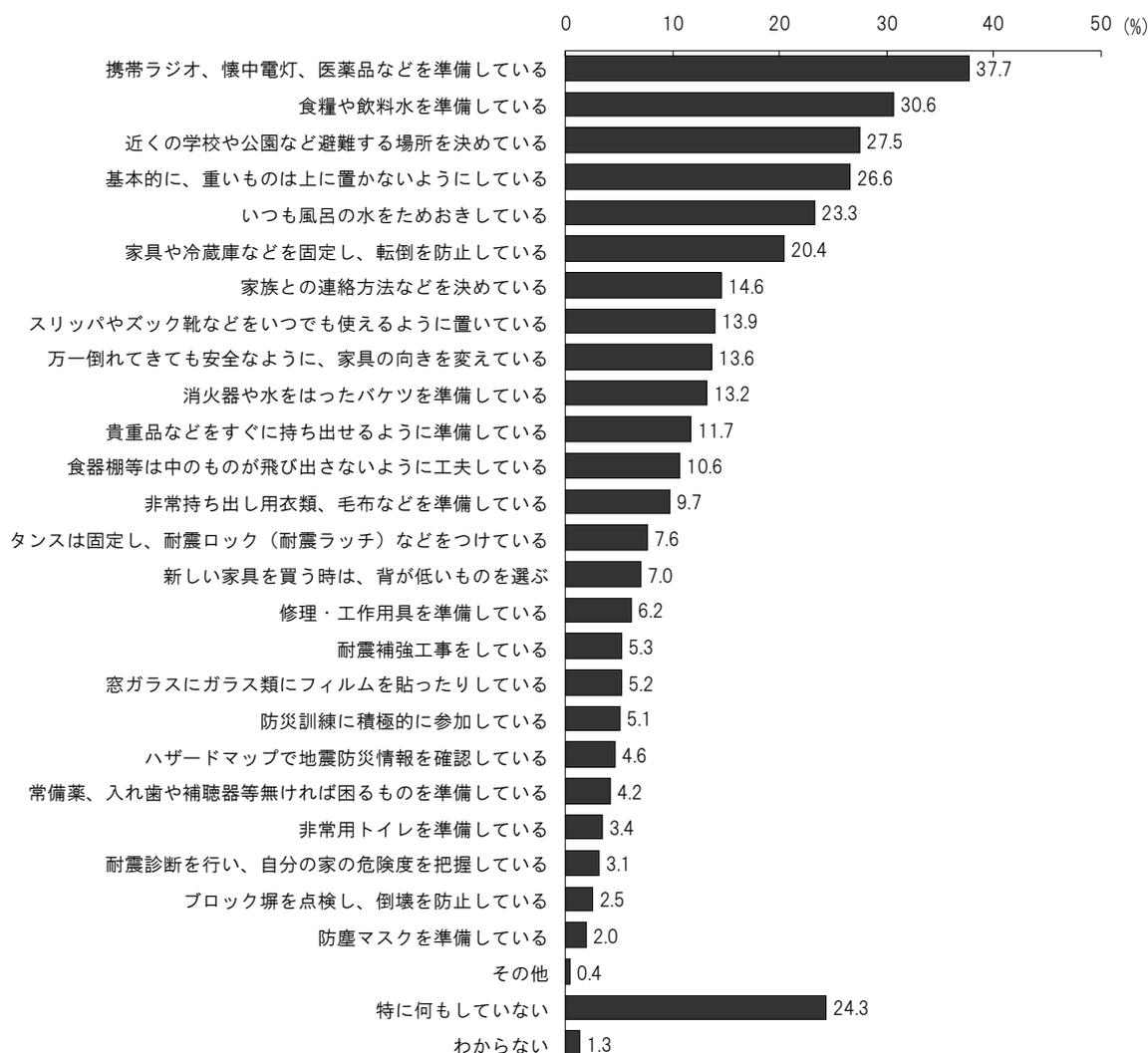
### ① 大地震に対しての住居倒壊・損傷の可能性 (Q6)

- 住居が阪神・淡路大震災のような大地震に対して倒壊や損傷をしないかどうかについては、「危ないと思う」と答えた回答者の割合が 37.4%と最も高く、「少し危ないと思う」と答えた回答者の割合と合わせると 60.4%となる。
- 大地震が発生しても住居は「大丈夫だと思う」と答えた回答者の割合は 4.2%と少ないが、「たぶん大丈夫だと思う」の 25.3%と合わせると 29.5%となる。



## ② 大地震に備えた対策（Q7）

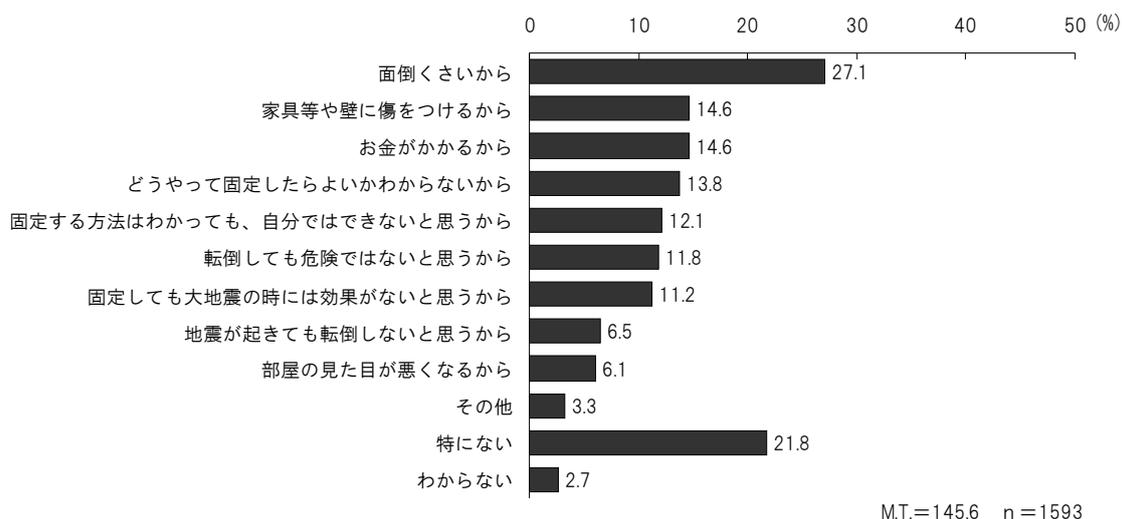
- 大地震に備えて実施している対策としては、「携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している」をあげた回答者の割合が37.7%と最も高く、次いで、「食糧や飲料水を準備している」が30.6%、「近くの学校や公園など避難する場所を決めている」が27.5%と続いている。
- 「家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している」をあげた回答者の割合は20.4%にとどまっている。家具の転倒防止に関連する対策としては、「基本的に、重いものは上に置かないようにしている」が26.6%、「万一倒れてきても安全なように、家具の向きを変えている」が13.6%、「新しい家具を買う時は、背が低いものを選ぶ」が7.0%となっている。
- 「耐震補強工事をしている」をあげた回答者の割合は5.3%、「耐震診断を行い、自分の家の危険度を把握している」は3.1%である。



M.T.=335.6 n=2000

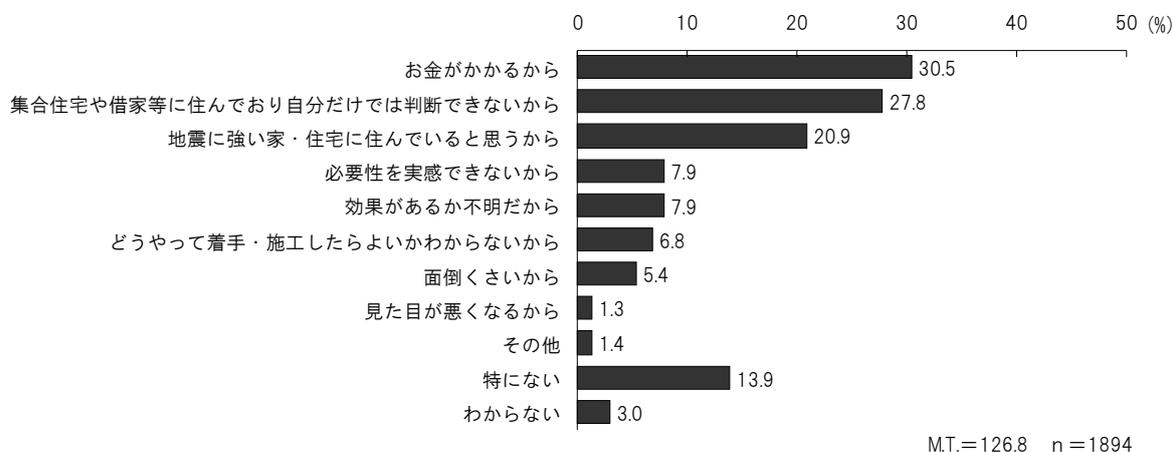
### ③ 家具や冷蔵庫を固定していない理由（Q7-1）

- 家具や冷蔵庫を固定していないと回答した 1,593 人に対して、その理由を尋ねたところ、「面倒くさいから」をあげた回答者の割合が 27.1%と最も高く、次いで、「家具等や壁に傷をつけるから」、「お金がかかるから」がそれぞれ 14.6%と続いている。
- 一方、理由は「特にない」と答えた回答者は 21.6%である。



### ④ 耐震補強工事をしていない理由（Q7-2）

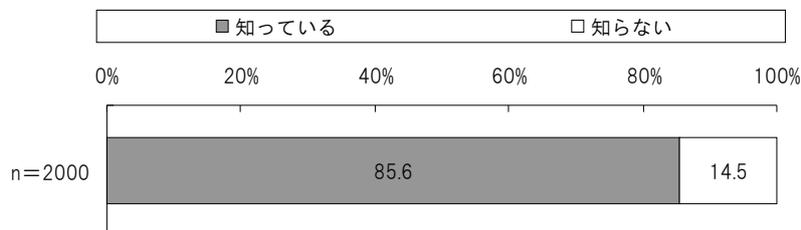
- 耐震補強工事をしていないと回答した 1,894 人に対して、その理由を尋ねたところ、「お金がかかるから」をあげた回答者の割合が 30.5%と最も高く、次いで、「集合住宅や借家等に住んでおり自分だけでは判断できないから」が 27.6%、「地震に強い家に住んでいると思うから」が 20.9%と続いている。
- 家具や冷蔵庫を固定していない理由の筆頭としてあげられた「面倒くさいから」をあげた回答者の割合は 5.4%にとどまっている。



### (3) 防災情報に関する意識

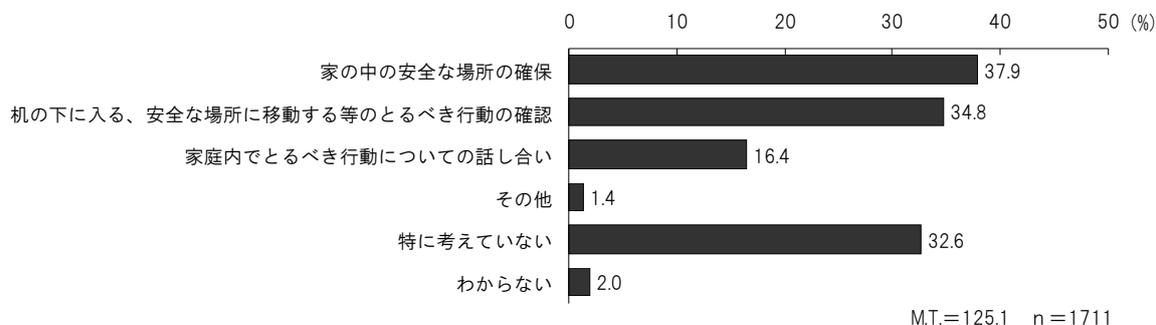
#### ① 緊急地震速報の認知度 (Q 8)

- 緊急地震速報については、「知っている」と答えた回答者の割合が 85.6%である。



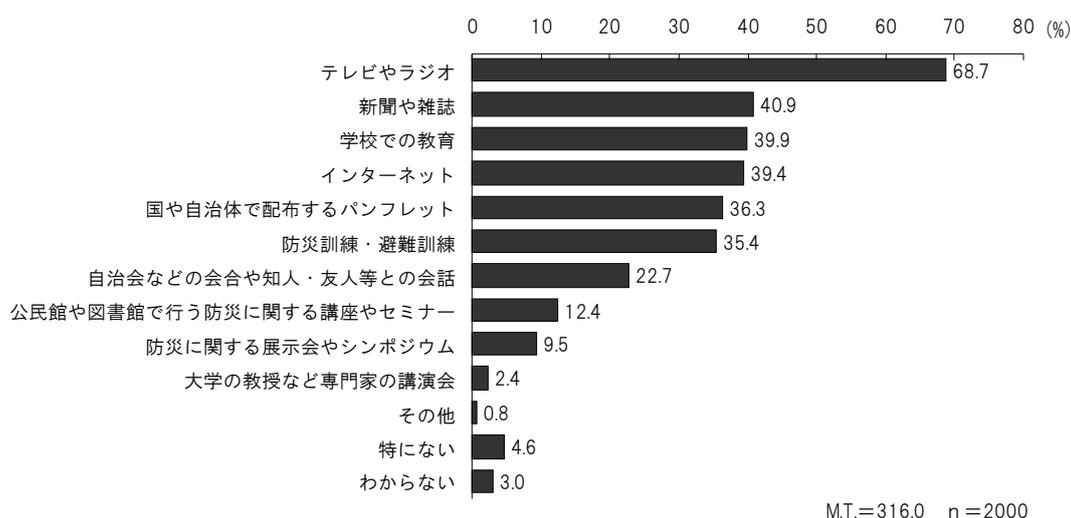
#### ② 緊急地震速報の受信を想定した準備 (Q 8-1)

- 緊急地震速報を知っていると回答した 1,711 人に対して、受信を想定してどのような準備をしているか尋ねたところ、「家の中の安全な場所の確保」をあげた回答者の割合が 37.9%と最も多く、次いで、「机の下に入る、安全な場所に移動する等のとるべき行動の確認」が 34.8%、「家庭内でとるべき行動についての話し合い」が 16.4%と続いている。
- 一方、「特に考えていない」と答えた回答者の割合は 32.6%である。



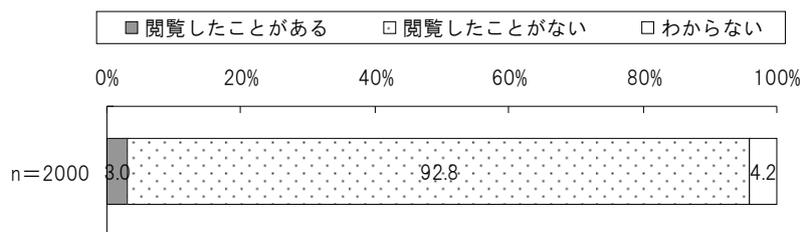
③ 防災全般に関する知識や情報を提供してほしい媒体（Q9）

- 防災全般に関する知識や情報を提供してほしい媒体としては、「テレビやラジオ」をあげた回答者の割合が 68.7%と最も高く、次いで、「新聞や雑誌」が 40.9%、「学校での教育」が 39.9%と続いている。



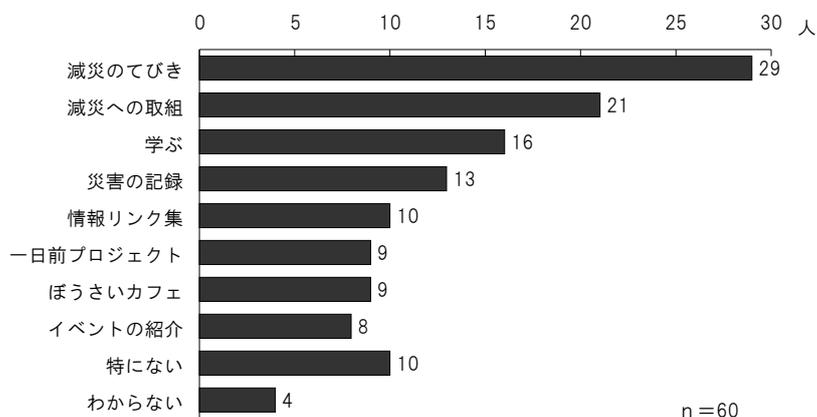
④ 「災害被害を軽減する国民運動のページ」の閲覧の有無（Q10）

- 内閣府の「災害被害を軽減する国民運動のページ」を「閲覧したことがある」と答えた回答者の割合は 3.0%である。



### ⑤ 活用したいと思ったコンテンツ（Q10-1）

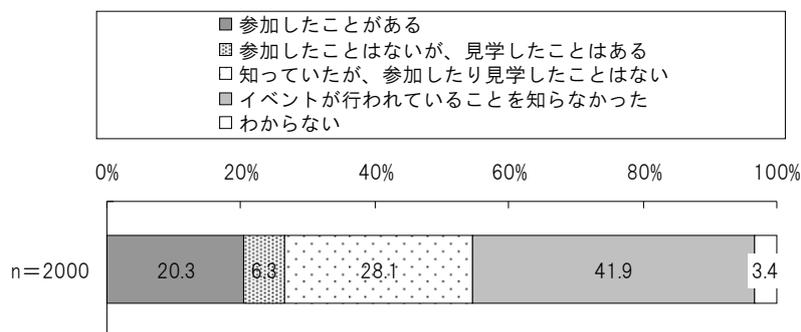
- 内閣府の「災害被害を軽減する国民運動のページ」を閲覧したことがあると答えた60人に対して、活用したいコンテンツを尋ねたところ、「減災のてびき」をあげた回答者が29人、「減災の取組み」が21人、「学ぶ」が16人となっている。



### （4）防災関連のイベントに関する意識

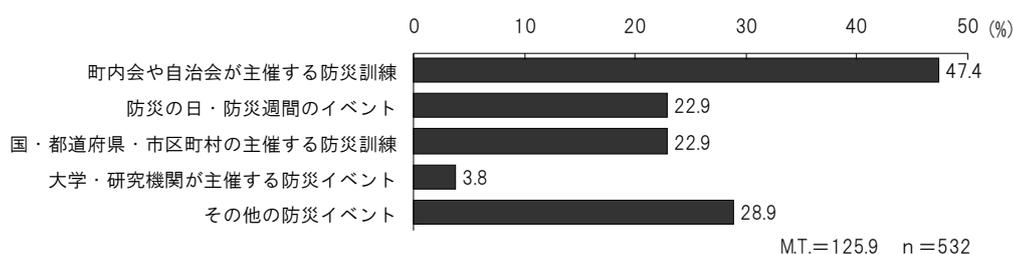
#### ① 防災関連のイベントへの参加・見学状況（Q11）

- 過去3年間の防災関連のイベント（訓練や催事など）への参加・見学状況については、「イベントが行われていることを知らなかった」と答えた回答者の割合が41.9%と最も高く、「知っていたが、参加したり見学したことはない」の28.1%と合わせると70.0%にのぼる。
- 「参加したことがある」と答えた回答者の割合は20.3%であった。



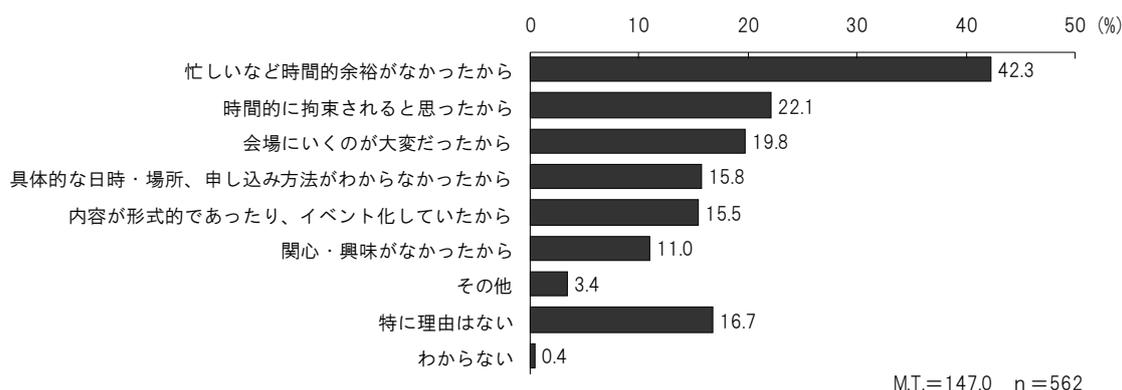
## ② 参加・見学したことがあるイベント（Q11-1）

- 防災関連のイベントに参加・見学したことがあると答えた 532 人に対して、どのようなイベントか尋ねたところ、「町内会や自治会が主催する防災訓練」をあげた回答者の割合が 47.4%と最も高い。
- 「防災の日・防災週間のイベント」、「国・都道府県・市区町村の主催する防災訓練」をあげた回答者の割合はともに 22.9%である。



## ③ 参加・見学しない理由（Q11-2）

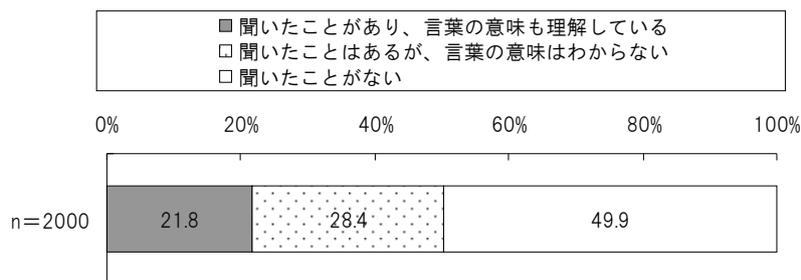
- 防災関連のイベントが行われていることは知っていたが、参加したり見学したことはないと答えた 562 人に対して、その理由を尋ねたところ、「忙しいなど時間的余裕がなかったから」をあげた回答者の割合が 42.3%と最も高く、次いで、「時間的に拘束されると思ったから」が 22.1%、「会場に行くのが大変だったから」が 19.8%と続いている。



(5) 災害時の助け合いに関する意識

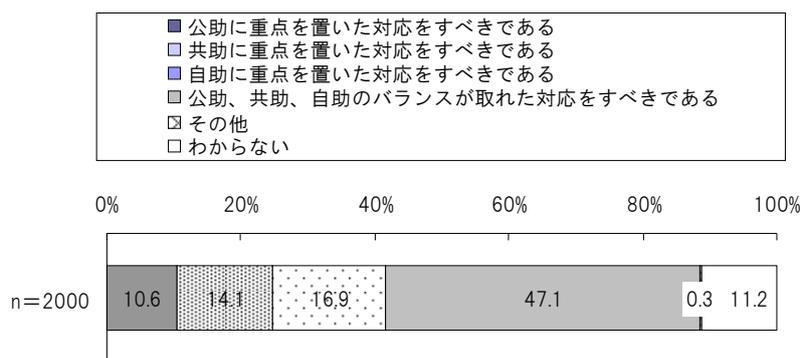
① 防災に関する自助・共助・公助という言葉の認知度 (Q 1 2)

- 「自助」・「共助」・「公助」という言葉を「聞いたことがない」と答えた回答者の割合が 49.9%と最も高い。
- 一方、「聞いたことがあり、言葉の意味も理解している」と答えた回答者の割合は 21.8%にとどまっている。



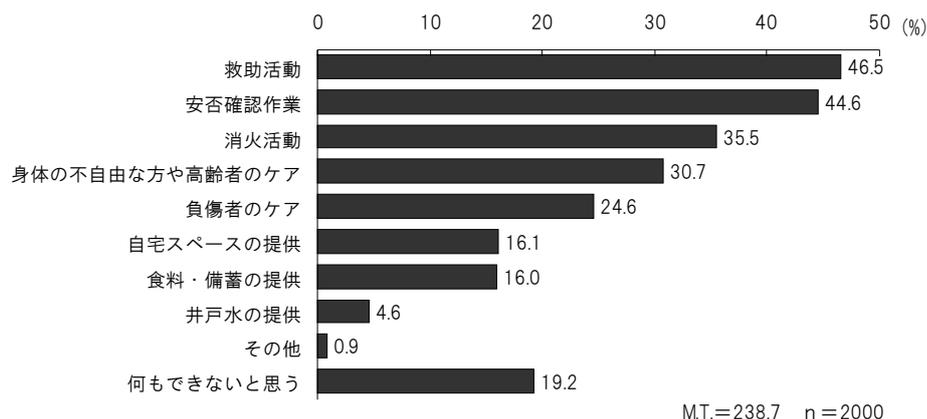
② 災害発生時に取るべき対応 (Q 1 3)

- 災害発生時に取るべき対応としては、「公助、共助、自助のバランスが取れた対応をすべきである」と答えた回答者の割合が 47.1%と最も高く、次いで、「自助に重点を置いた対応をすべきである」が 16.9%、「共助に重点を置いた対応をすべきである」が 14.1%と続いている。



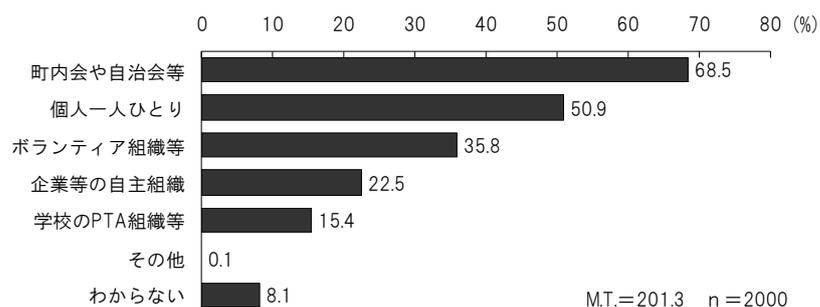
### ③ 住民同士の助け合いが必要になった際に出来ること（Q14）

- 災害時に住民同士の助け合いが必要になった際に出来ることとしては、「救助活動」をあげる回答者の割合が46.5%と最も高く、次いで、「安否確認作業」が44.6%、「消火活動」が35.5%と続いている。
- 一方、「何もできないと思う」と答えた回答者の割合は19.2%となっている。



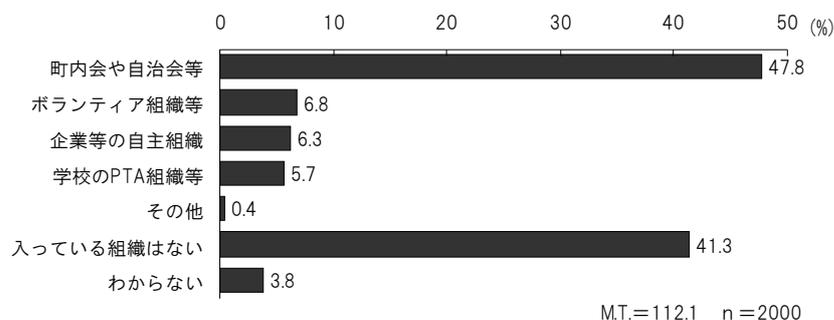
### ④ 災害時の地域活動において一翼を担うべきもの（Q15）

- 災害時に行政のほかに地域活動において一翼を担うべきものとしては、「町内会や自治会等」をあげる回答者の割合が68.5%と最も高く、次いで、「個人一人ひとり」が50.9%、「ボランティア組織等」が35.8%で続いている。



### ⑤ 災害時の地域活動において一翼を担うと考えられる組織への参加（Q16）

- 災害時に地域活動において一翼を担うと考えられる組織への参加状況については、「町内会や自治会等」に入っている回答者の割合が47.8%と最も高い。
- 一方、「入っている組織はない」と答えた回答者の割合が41.3%となっている。



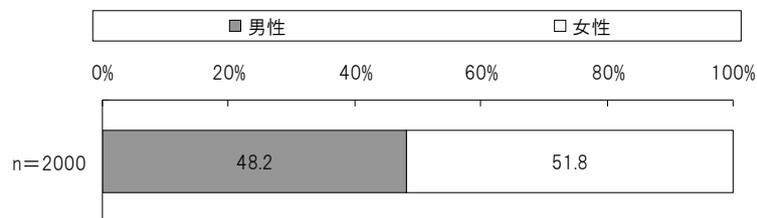
### (6) 自助・共助の促進のために国や自治体に期待すること

#### ① 自助・共助の促進のために国や自治体に期待すること（Q17）

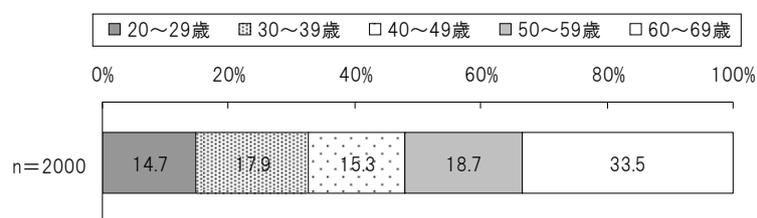
- 主な回答としては以下のようなものがある。
  - ・ 広報活動、啓蒙活動、情報提供
  - ・ マスコミを介したPR活動やCMの活用
  - ・ 災害時の迅速な対応
  - ・ 災害時の迅速で正確な情報提供
  - ・ 「自助」「共助」についての具体的でわかりやすい説明
  - ・ 金銭的な援助
  - ・ 防災グッズ、資機材の配布
  - ・ 個人でできることは限りがある
  - ・ 自治体のわかりやすい説明、マニュアル・ガイドラインづくり
  - ・ ライフラインの確保
  - ・ 災害時にリーダーシップをとれる人材
  - ・ 災害に備えた組織づくり、体制づくり
  - ・ 参加しやすい防災訓練
  - ・ 地域住民との連携
  - ・ 安全な避難所の確保

## (7) 回答者の属性

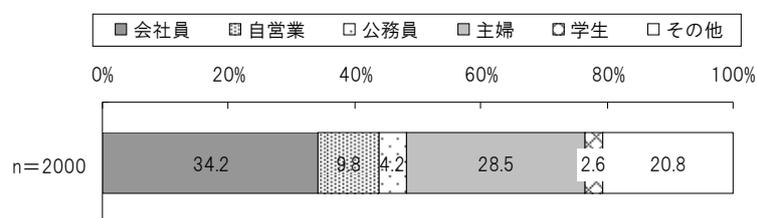
### ① 性別 (F 1)



### ② 年齢 (F 2)

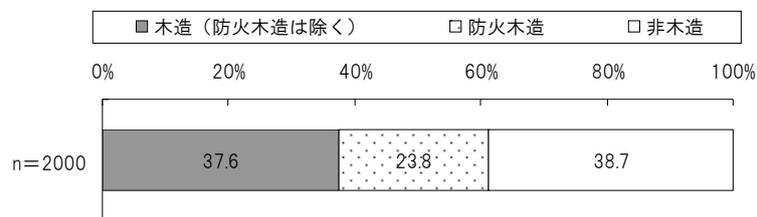


### ③ 職業 (F 3)

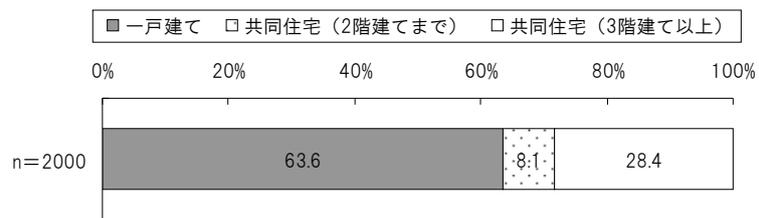


### ④ 住居構造 (F 4)

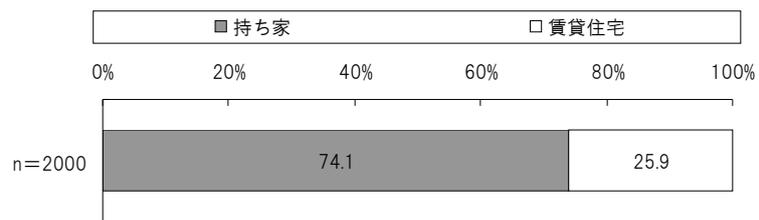
#### (その1)



(その2)



(その3)



### 3. アンケート調査項目

#### (1) 災害対策に関する意識

Q 1. あなたは、今まで災害によって被害を受けたり、身近に危険を感じたことはありますか。この中からいくつでもあげてください。

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1. 地震       | 9. 雪崩              |
| 2. 津波       | 10. 火山噴火           |
| 3. 台風（暴風雨）  | 11. 落雷             |
| 4. 豪雨       | 12. 竜巻             |
| 5. 河川の氾濫    | 13. ガス爆発           |
| 6. 土砂崩れ・崖崩れ | 14. 火災             |
| 7. 高潮       | 15. その他            |
| 8. 豪雪       | 16. 被害や危険を感じたことはない |

Q 2. あなたは、あなたの住んでいる地域が災害に対し安全だと感じていますか。それとも危険だと感じていますか。この中から1つお答えください。

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 安全             | 4. ある程度危険 |
| 2. ある程度安全         | 5. 危険     |
| 3. 安全とも危険ともいえない地震 | 6. わからない  |

Q 3. あなたは、家族や身近な人と、災害が起きた時の安否確認方法について話し合い、取り決めていますか。この中から1つお答えください。

- |        |         |
|--------|---------|
| 1. はい  | → Q3-1へ |
| 2. いいえ |         |

Q 3-1. それはどのような方法ですか。この中からいくつでもあげてください。

- |  |
|--|
| 1. 171 災害用伝言ダイヤルで無事を知らせる                     |
| 2. ケータイ災害用伝言板サービスで無事を知らせる                    |
| 3. Web171 災害用ブロードバンド伝言板で無事を知らせる              |
| 4. 遠くの親戚や知人を中継役と決め、そこに連絡する                   |
| 5. 離れて暮らすと親や子どもの安否を知るために、隣近所や町内会等の連絡先を把握している |
| 6. 保育園、幼稚園、小学校等に通う子どもの引き取りに関する取り決めを確認している    |
| 7. 勤め先の安否確認システムを利用する                         |
| 8. その他                                       |

Q 4. あなたやご家族は、自宅以外の場所へ避難しなければならない事態に備えてどのような対策をとっていますか。この中からいくつでもあげてください。

- |                            |
|----------------------------|
| 1. 避難場所の位置を確認している          |
| 2. 実際に避難場所まで行き、避難経路も確認している |
| 3. 家族との連絡方法を決めている          |
| 4. 家族が落ち合う場所を決めている         |
| 5. 特に何もしていない               |
| 6. その他                     |

Q5. あなたは、外出中の被災に備えていつも何を身につけていますか。この中からいくつでもあげてください。

- |                              |
|------------------------------|
| 1. 身元や血液型、連絡先等を記したカード        |
| 2. かかりつけの病院の診察券や病名・処方薬を書いたメモ |
| 3. 状況を把握するためのポケットラジオ、メモ帳、筆記具 |
| 4. LED ランプ付きキーホルダーや笛         |
| 5. ペットボトルの水やチョコレート           |
| 6. マスクやハンカチ                  |
| 7. 会社で配付された防災手帳や緊急連絡網など      |
| 8. 臓器提供意思表示カード               |
| 9. その他                       |
| 10. わからない                    |

(2) 地震対策に関する意識

Q6. あなたのお住まいは、阪神・淡路大震災のような大地震に対しても大丈夫だ（倒壊や損傷をしない）と思いますか。それとも危ないと思いますか。この中から1つお答えください。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 大丈夫だと思う    | 4. 危ないと思う    |
| 2. たぶん大丈夫だと思う | 5. どちらともいえない |
| 3. 少し危ないと思う   | 6. わからない     |

Q7. あなたの家では、大地震が起こった場合に備えて、どのような対策をとっていますか。この中からいくつでもあげてください。

- |   |
|---|
| 1. 消火器や水をはったバケツを準備している                              |
| 2. いつも風呂の水をためおきしている                                 |
| 3. 家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している → していない場合、Q7-1へ           |
| 4. 食器棚や本棚は揺れによって中のものが飛び出さないように工夫している                |
| 5. タンスは固定し、扉が開いたり引き出しが飛び出さないように耐震ロック（耐震ラッチ）などをつけている |
| 6. 万一倒れてきても安全なように、家具の向きを変えている                       |
| 7. 新しい家具を買う時は、背が低いものを選ぶ                             |
| 8. 基本的に、重いものは上に置かないようにしている                          |
| 9. 窓ガラスを強化ガラスに替えたり、ガラス類にフィルムを貼ったりしている               |
| 10. ブロック塀を点検し、倒壊を防止している                             |
| 11. 耐震補強工事をしている → していない場合、Q7-2へ                     |
| 12. 耐震診断を行い、自分の家の危険度を把握している                         |
| 13. 食糧や飲料水を準備している                                   |
| 14. 携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している                         |
| 15. 非常持ち出し用衣類、毛布などを準備している                           |
| 16. スリッパやズック靴などをいつでも使えるように置いている                     |
| 17. 貴重品などをすぐに持ち出せるように準備している                         |
| 18. スペアのメガネ、常備薬、入れ歯や補聴器等無ければ困るものを準備している             |
| 19. 防塵マスクを準備している                                    |
| 20. 修理・工作用具を準備している                                  |
| 21. 非常用トイレを準備している                                   |
| 22. 家族との連絡方法などを決めている                                |

- 2 3. ハザードマップで地震防災情報を確認している
- 2 4. 近くの学校や公園など避難する場所を決めている
- 2 5. 防災訓練に積極的に参加している
- 2 6. その他（自由記述）
- 2 7. 特に何もしていない
- 2 8. わからない

Q 7 - 1. あなたが家具や冷蔵庫などを固定していない理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。

1. どうやって固定したらよいかわからないから
2. 固定する方法はわかっても、自分ではできないと思うから
3. 部屋の見た目が悪くなるから
4. 家具等や壁に傷をつけるから
5. 面倒くさいから
6. お金がかかるから
7. 地震が起きても転倒しないと思うから
8. 転倒しても危険ではないと思うから
9. 固定しても大地震の時には効果がないと思うから
- 1 0. その他
- 1 1. 特にない
- 1 2. わからない

Q 7 - 2. あなたが耐震補強工事をしていない理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。

1. 地震に強い家・住宅に住んでいると思うから
2. どうやって着手・施工したらよいかわからないから
3. 見た目が悪くなるから
4. 面倒くさいから
5. お金がかかるから
6. 必要性を実感できないから
7. 効果があるか不明だから
8. 集合住宅や借家などに住んでおり、自分だけでは判断できないから
9. その他
- 1 0. 特にない
- 1 1. わからない

### (3) 防災情報に関する意識

Q 8. あなたは、「緊急地震速報」をご存知ですか。

1. 知っている → Q 8 - 1 へ
2. 知らない

Q 8 - 1. あなたは、緊急地震速報を受け取った場合を想定して、どのような準備をしようと考えていますか。この中からいくつでもお答えください。

1. 家の中の安全な場所の確保
2. 机の下に入る、安全な場所へ移動する等のとるべき行動の確認
3. 家庭内でとるべき行動についての話し合い

- 4. その他
- 5. 特に考えていない
- 6. わからない

Q 9. あなたは、防災全般に関する知識や情報を何によって提供されたらよいと思いますか。この中からいくつかあげてください。

- 1. 学校での教育
- 2. 防災訓練・避難訓練
- 3. 防災に関する展示会やシンポジウム
- 4. 公民館や図書館で行う防災に関する講座やセミナー
- 5. 大学の教授など専門家の講演会
- 6. 国や自治体で配布するパンフレット
- 7. インターネット
- 8. 自治会などの会合や知人・友人等との会話
- 9. テレビやラジオ
- 10. 新聞や雑誌
- 11. その他
- 12. 特にない
- 13. わからない

Q 10. 内閣府では、防災全般に関する情報を提供するために「災害被害を軽減する国民運動のページ」というウェブサイトを開設していますが、あなたは、このウェブサイトを閲覧したことがありますか。この中から1つお答えください。

- 1. 閲覧したことがある → Q 10-1へ
- 2. 閲覧したことがない
- 3. わからない

Q 10-1. ウェブサイトに掲載されているコンテンツの中であなたが活用したいと思ったものはどれですか。この中からいくつかあげてください。

- |              |            |
|--------------|------------|
| 1. 減災のてびき    | 6. 学ぶ      |
| 2. 一日前プロジェクト | 7. 情報リンク集  |
| 3. ぼうさいカフェ   | 8. イベントの紹介 |
| 4. 減災への取組    | 9. 特にない    |
| 5. 災害の記録     | 10. わからない  |

#### (4) 防災関連のイベントに関する意識

Q 11. あなたは、ここ3年ぐらいの間に防災関連のイベント（訓練や催事など）に参加したり見学したことがありますか。この中から1つお答えください。

- 1. 参加したことがある
- 2. 参加したことはないが、見学したことはある  → Q 11-1へ
- 3. イベントが行われていることは知っていたが、参加したり見学したことはない → Q 11-2へ
- 4. イベントが行われていることを知らなかった
- 5. わからない

Q11-1. それほどのようなイベントですか。この中からいくつでもあげてください。

1. 防災の日（9月1日）・防災週間（8月30日～9月5日）のイベント
2. 国・都道府県・市区町村の主催する防災訓練
3. 町内会や自治会が主催する防災訓練
4. 大学・研究機関が主催する防災イベント
5. その他の防災イベント

Q11-2. イベントに参加したり見学しないのはなぜですか。この中からいくつでもあげてください。

1. 内容が形式的であったり、イベント化していたから
2. 具体的な日時・場所、申し込み方法がわからなかったから
3. 会場に行くのが大変だったから
4. 関心・興味がなかったから
5. 時間的に拘束されると思ったから
6. 忙しいなど時間的余裕がなかったから
7. その他
8. 特に理由はない
9. わからない

#### （5）災害時の助け合いに関する意識

Q12. あなたは、防災に関して「自助」、「共助」、「公助」という言葉をご存知ですか。この中から1つお答えください。

1. 聞いたことがあり、言葉の意味も理解している
2. 聞いたことはあるが、言葉の意味はわからない
3. 聞いたことがない

Q13. 災害が発生した時にその被害を軽減するために取る対応について、国や地方公共団体による「公助」、地域の住民やボランティア、企業等の連携による「共助」、自ら身を守る「自助」というものがあります。災害発生時に取るべき対応として、この中からあなたのお気持ちに最も近いものを1つお答えください。

1. 公助に重点を置いた対応をすべきである
2. 共助に重点を置いた対応をすべきである
3. 自助に重点を置いた対応をすべきである
4. 公助、共助、自助のバランスが取れた対応をすべきである
5. その他
6. わからない

Q14. 地域で大規模な災害が発生し、住民同士の助け合いが必要になった場合、あなたなら何ができるとお考えですか。この中からいくつでもあげてください。

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 1. 救助活動            | 6. 食料・備蓄の提供   |
| 2. 消火活動            | 7. 井戸水の提供     |
| 3. 安否確認作業          | 8. 自宅スペースの提供  |
| 4. 負傷者のケア          | 9. その他（自由記述）  |
| 5. 身体の不自由な方や高齢者のケア | 10. 何もできないと思う |

Q 15. 災害時の行政による活動のほかに、地域の活動において一翼を担うべきものは何だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- |                |            |
|----------------|------------|
| 1. 町内会や自治会等    | 5. 個人一人ひとり |
| 2. 学校の PTA 組織等 | 6. その他     |
| 3. ボランティア組織等   | 7. わからない   |
| 4. 企業等の自主組織    |            |

Q 16. あなたは、災害時に地域の活動において一翼を担うと考えられる組織のどれかに入っていますか。この中からいくつでもあげてください。

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1. 町内会や自治会等    | 5. その他        |
| 2. 学校の PTA 組織等 | 6. 入っている組織はない |
| 3. ボランティア組織等   | 7. わからない      |
| 4. 企業等の自主組織    |               |

(6) 自助・共助の促進のために国や自治体に期待すること

Q17. 今後、防災に関して「自助」、「共助」が促進されるために、国や自治体に期待することは何ですか。あなたの率直なご意見をご記入ください。

(7) 基礎情報

F1. あなたのご職業は何ですか。この中から1つお答えください。

- |        |        |
|--------|--------|
| 1. 会社員 | 4. 主婦  |
| 2. 自営業 | 5. 学生  |
| 3. 公務員 | 6. その他 |

F2-1. あなたのお住まいは、このように分類した場合どれでしょうか。この中から1つお答えください。

- |   |
|---|
| 1. 木造（防火木造は除く）                            |
| 2. 防火木造（屋根や外壁などが、モルタル、トタンなどの防火材料でできているもの） |
| 3. 非木造（ブロック造りや鉄骨・鉄筋コンクリート造り、れんが造り、石造りのもの） |

F2-2. あなたのお住まいは、このように分類した場合どれでしょうか。この中から1つお答えください。

- |                 |
|-----------------|
| 1. 一戸建て         |
| 2. 共同住宅（2階建てまで） |
| 3. 共同住宅（3階建て以上） |

F2-3. あなたのお住まいは、このように分類した場合どれでしょうか。この中から1つお答えください。

- |         |
|---------|
| 1. 持ち家  |
| 2. 賃貸住宅 |

## 防災に関するアンケート調査（地域別集計の特徴）

「防災に関するアンケート調査」（ウェブ調査）で得られた回答を、指定地域（東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、首都直下地震の被害想定に含まれる都県、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域）別に集計したところ、以下のような傾向が見られた。

### 1. 指定地域、指定地域以外の別

#### Q1 災害被害・危険覚知の経験

- 指定地域に住む回答者は、指定地域以外の地域に住む回答者と比較して、の被害や危険を感じた経験がある災害として「台風（暴風雨）」をあげる割合が低い。

#### Q2 居住地域の安全度

- 指定地域以外に住む回答者は、指定地域に住む回答者と比較して、「ある程度安全」を選択する割合が高い。

#### Q4 自宅外への避難に備えた対策

- 指定地域に住む回答者は、指定地域以外の地域に住む回答者と比較して、自宅以外への避難に備えた対策として「避難場所の位置を確認している」をあげる割合が高い。

#### Q7 大地震に備えた対策

- 指定地域に住む回答者は、指定地域以外の地域に住む回答者と比較して、大地震に備えた対策として「食糧や飲料水を準備している」をあげる割合が高い。

#### Q11-1 参加・見学したことのあるイベント

- 指定地域に住む回答者では、指定地域以外に住む回答者と比較して、参加・見学したことのあるイベントとして、「防災の日・防災週間のイベント」をあげる割合が高く、「国・都道府県・市区町村の主催する防災訓練」をあげる割合が低い。

### 2. 東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、首都直下地震の被害想定に含まれる都県、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の別

#### Q2 居住地域の安全度

- 東海地震に係る地震防災対策強化地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、「ある程度危険」あるいは「危険」を選択する回答者の割合が高い。

#### Q5 外出中の被災に備えて携帯しているもの

- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、外出中の被災に備えて携帯しているものとして、「身元や血液型、連絡先等を記したカード」、「かかりつけの病院の診察券や病名・処方薬を書いたメモ」をあげる割合が高い。
- ・ 首都直下地震の被害想定に含まれる都県に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、外出中の被災に備えて携帯しているものとして、「マスクやハンカチ」をあげる割合が高い。

#### Q6 大地震時の住居倒壊・損傷の可能性

- ・ 東海地震に係る地震防災対策強化地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、大地震に対して住居が「危ないと思う」を選択する割合が高い。

#### Q7 大地震に備えた対策

- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、大地震に備えた対策として、「いつも風呂の水をためおきしている」、「基本的に、重いものは上におかないようにしている」をあげる割合が高い。

#### Q7-2 耐震補強工事をしていない理由

- ・ 首都直下地震の被害想定に含まれる都県に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、耐震補強工事をしていない理由として「集合住宅や借家等に住んでおり自分だけでは判断できないから」をあげる割合が高い。

#### Q8 緊急地震速報の認知度

- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、緊急地震速報を「知っている」を選択する割合が高い。

#### Q8-1 緊急地震速報の受信を想定した準備

- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、緊急地震速報の受信に備えた対策として「机の下に入る、安全な場所に移動する等のとるべき行動の確認」をあげる割合が高い。
- ・ 首都直下地震の被害想定に含まれる都県に住む回答者は、緊急地震速報の受信に備えた対策について「特に考えていない」をあげる割合が高いが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に住む回答者は低い。

#### Q11 防災関連のイベントへの参加・見学状況

- ・ 東海地震に係る地震防災対策強化地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、過去 3 年間の防災関連のイベントへの参加・見学状況について、「参加したこ

とがある」を選択する割合が高い。

- ・ 東南海・南海地震防災対策推進地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、「イベントが行われていることを知らなかった」を選択する割合が高い。

#### Q11-1 参加・見学したことがあるイベント

- ・ 東海地震に係る地震防災対策強化地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、参加・見学したことがあるイベントとして、「防災の日・防災週間のイベント」、「国・都道府県・市区町村の主催する防災訓練」をあげる割合が高い。
- ・ 東海地震に係る地震防災対策強化地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、参加・見学したことがあるイベントとして、「町内会や自治会が主催する防災訓練」をあげる割合が高い。

#### Q11-2 参加・見学しない理由

- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、防災関連のイベントに参加・見学しない理由として、「会場に行くのが大変だったから」をあげる割合が高い。
- ・ 首都直下地震の被害想定に含まれる都県に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、防災関連のイベントに参加・見学しない理由として、「忙しいなど時間的余裕がなかったから」をあげる割合が低い。

#### Q14 住民同士の助け合いが必要になった際にできること

- ・ 首都直下地震の被害想定に含まれる都県、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、住民同士の助け合いが必要になった際にできることとして、「負傷者のケア」、「身体の不自由な方や高齢者のケア」をあげる割合が高い。

#### Q16 災害時の地域活動において一翼を担うと考えられる組織への参加

- ・ 東海地震に係る地震防災対策強化地域に住む回答者は、他の地域に住む回答者と比較して、災害時に地域活動の一翼を担うと考えられる組織への参加状況として「入っている組織はない」を選択する割合が低い。

## 防災に関するアンケート調査（年代別集計の特徴）

「防災に関するアンケート調査」（ウェブ調査）で得られた回答を年代別に集計したところ、以下のような傾向が見られた。

### Q3-1 家族等との安否確認方法

- ・ 60歳以上の回答者は、安否確認方法として「勤め先の安否確認システムを利用する」をあげる割合が低い。

### Q4 自宅外への避難に備えた対策

- ・ 年代が高くなるほど、自宅外への避難に備えた対策として「避難場所の位置を確認している」をあげる割合が高くなる。

### Q5 外出中の被災に備えて携帯しているもの

- ・ 年代が高くなるほど、外出中の被災に備えて携帯しているものとして「かかりつけの病院の診察票や病名・処方薬を書いたメモ」をあげる割合が高くなる。

### Q6 大地震時の住居倒壊・損傷の可能性

- ・ 20代、30代の回答者は、大地震に対して住居が「危ないと思う」を選択する割合が高い。

### Q7 大地震に備えた対策

- ・ 年代が高くなるほど、大地震に備えた対策として「消火器や水をはったバケツを準備している」、「風呂の水をためおきしている」、「基本的に、重いものは上に置かないようにしている」、「食料や飲料水を準備している」、「近くの学校や公園など避難する場所を決めている」をあげる割合が高くなる。

### Q7-1 家具や冷蔵庫を固定していない理由

- ・ 20代の回答者は、家具や冷蔵庫を固定していない理由として「どうやって固定したらよいかわからないから」、「面倒くさいから」、「お金がかかるから」をあげる割合が高い。
- ・ 30代の回答者は、家具や冷蔵庫を固定していない理由として「家具等や壁に傷をつけるから」をあげる割合が高い。
- ・ 60歳以上の回答者は、家具や冷蔵庫を固定していない理由として「固定する方法はわかっても自分ではできないと思うから」、「転倒しても危険ではないと思うから」、「固定しても大地震のときには効果がないと思うから」をあげる割合が高い。

### Q7-2 耐震補強工事をしていない理由

- ・ 年代が高くなるほど、耐震補強工事をしていない理由として「地震に強い家・住宅

に住んでいると思うから」をあげる割合が高くなる。

**Q8-1 緊急地震速報の受信を想定した準備**

- ・ 60 歳以上の回答者は、緊急地震速報受信を想定した準備として「家の中の安全な場所の確保」をあげる割合が高い。

**Q9 防災全般に関する知識や情報を提供してほしい媒体**

- ・ 年代が高くなるほど、防災全般に関する知識や情報を提供してほしい媒体として「自治会などの会合や知人・友人等との会話」、「テレビやラジオ」、「新聞や雑誌」をあげる割合が高くなる。

**Q11 防災関連のイベントへの参加・見学状況**

- ・ 年代が低くなるほど、過去3年間の防災関連のイベントへの参加・見学状況として「イベントが行われていることを知らなかった」を選択する割合が高い。

**Q11-1 参加・見学したことのあるイベント**

- ・ 50 代、60 歳以上の回答者は、参加・見学したことのある防災関連のイベントとして「町内会や自治会が主催する防災訓練」をあげる割合が高い。

**Q11-2 参加・見学しない理由**

- ・ 年代が高くなるほど、防災関連のイベントに参加・見学しない理由として「内容が形式的であったり、イベント化していたから」をあげる割合が高くなる。

**Q12 防災に関する自助・共助・控除という言葉の認知度**

- ・ 年代が低くなるほど、防災に関する自助・共助・公助という言葉の認知度として「聞いたことがない」を選択する割合が高くなる。

**Q13 災害発生時に取るべき対応**

- ・ 年代が高くなるほど、災害発生時に取るべき対応として「公助・共助・自助のバランスが取れた対応をすべきである」を選択する割合が高くなる。

**Q16 災害時の地域活動において一翼を担うと考えられる組織への参加**

- ・ 年代が高くなるほど、災害時に地域活動の一翼を担うと考えられる組織への参加状況として「町内会や自治会等」をあげる割合が高くなる。

## 地方公共団体における減災に係る取組調査

内閣府（防災担当）は、平成21年2月に、都道府県、政令指定都市、東京23区の各防災担当部局に対し「家具の固定と防災に関する普及啓発」、教育委員会に対し「教育活動との連携」、及び住宅部局に対し「住宅の耐震化」に関する、平成19年度及び20年度の取組を書面にて調査を実施した。

注)：「一般的な取組」とは、同様の取組が複数例あるもの。

「トピック的な取組」としては、創意工夫や他の主体との連携、継続性等のいずれかがあると思われるものを事務局にて選択した。また、同様の取組が他にある場合はより具体的な事例を掲載。

1. 都道府県、政令指定都市、東京23区の防災担当部局宛アンケート（回答率74%）  
設問1：「家具の固定」について、どのような取組を行ってきたかについてお知らせください。また、管轄下の市区町村で、トピック的な取組事例があれば併せてご紹介ください。

### 【一般的な取組】

- ① パンフレットの配布や広報誌・番組、ホームページ等を活用したPR活動の実施。
- ② 出前講座や講師派遣による普及啓発活動。
- ③ 地震防災セミナーの開催。
- ④ 防災訓練の際に、防災用品を展示し、家具の固定に対する啓発を実施。
- ⑤ 家具固定に関する相談窓口を設置。
- ⑥ 家具転倒防止用品の斡旋。
- ⑦ 高齢者世帯や障害のある人がいる世帯等を対象とした家具転倒防止金具の取付支援。

### 【トピック的な取組】

- ① 自主防災会が希望者に対し家具の固定（取り付け）を実施。自主防災会が実施した取り付けに要した経費（金具代）に対し3割を市が補助。（山梨県）
- ② 地震時による家具転倒の危険性を広く周知するため、Eーディフェンスの実大震動実験台に居室を再現し、具体的にどのような被害が生じるか、明らかにした。（兵庫県）
- ③ 申請のあった要援護者の自宅に市職員が出向き、家具の固定を行っている。（和歌山県新宮市）
- ④ 家具の転倒防止プレートやガラス飛散防止シートの配布を行っている。（和歌

山県古座川町)

- ⑤ 平成19年度、恵那市家具転倒防止実行委員会が中心となり、65歳以上の1人暮らしの高齢者及び重度の障害者、70歳以上の高齢者のみで構成された世帯(471世帯)に対し家具の固定をボランティアの力で無料取付を実施した。(岐阜県恵那市)
- ⑥ 県保有の起震車の側面に、「家庭でできる防災対策」として「家具の固定」のイラストをペイントし、動く広告塔として広報に活躍している。(鳥取県)
- ⑦ 全戸配布のハザードマップに家具固定の実施方法等を掲載。(広島県)
- ⑧ 高齢者等の居間等に設置する耐震金具を給付している。(鹿児島県出水市)
- ⑨ 家具固定や耐震改修を行う場合に安心して仕事を頼める組織として、市内の建築関係団体が協力し「神戸市すまいの耐震ネットワーク」を設立した(事務局は神戸市の外郭団体)。本ネットワークにおいて、家具固定の専門家を紹介している。
- ⑩ 家具転倒防止機具(L字金具)の無料配布。(東京都墨田区)
- ⑪ 65歳以上の1人暮らしの熟年者だけの世帯を対象に、区内の大工さんグループ(家具の転倒防止ボランティア)が家具転倒防止金具の取り付けを無料で行っている。区はこれを支援し、ボランティア協議会に転倒防止金具を現物支給している。(東京都江戸川区)
- ⑫ 平成18年度より、区内に住民登録がある世帯に対して、15,000円相当を上限として、家具転倒防止器具や、ガラス飛散防止フィルム等を現物助成している。(東京都港区)

設問2：防災に関する普及啓発活動(「一般向けの防災教育」も含む)をどのように行ってきたかについてお知らせください。また、管轄下の市区町村で、トピック的な取組事例があればご紹介ください。

**【一般的な取組】**

- ① 研修会等の開催や啓発パンフレット、ハザードマップ等の作成・配布。
- ② テレビの広報番組の作成や広報誌への特集記事の掲載。
- ③ 防災訓練の実施。
- ④ 講演会の開催や出前講座の実施。
- ⑤ 自主防災組織のリーダーの養成。
- ⑥ 起震車による地震体験。
- ⑦ メールマガジンの発行等ホームページの活用。
- ⑧ 防災ビデオの貸出。

**【トピック的な取組】**

- ① 地域コミュニティFMを通じた啓発普及放送(北海道北見市)

- ② 民間会社との協定により「宮城県防災・危機管理ブログ」を開設しており、防災関連情報を広く提供している。(宮城県)
- ③ 防災とボランティア週間において、管内の百貨店のレシートに、防災啓発のための広報文章を掲載。(千葉県船橋市)
- ④ 「家の中」「家の外」「非常用持出品」「非常用備蓄品」などのチェックリストなどを掲載した「わが家の防災対策」チェックシートを作成。全戸配布を実施。(山梨県)
- ⑤ ジュニアレスキュー隊育成講習会実施。(新潟県)
- ⑥ 協働による自主防災組織活性化－「静岡県自主防災活動推進委員会の設置」、「“自主防災新聞”の発行・配布」、「地域防災指導員の養成」、「災害ボランティアコーディネーターの養成」(静岡県)
- ⑦ NPO団体、府社会福祉協議会、京都府が官民共同設置している京都府災害ボランティアセンターに、災害ボランティアセンター設置運用研修等を委託し、災害ボランティアの受入が円滑にできるよう努めている。(京都府)
- ⑧ 学校における防災教育の実施(鳥取県)
- ⑨ 市町長等を対象とした防災トップセミナーの開催。(佐賀県)
- ⑩ 中学生軽可搬ポンプ(D級)操作訓練－区立中学校各校(8校)で年1回実施。授業の一環として行う。1、2年生が対象、地域の自主防災組織が中心となって指導にあたる。(東京都渋谷区)
- ⑪ コミュニティFM出演。10～15分程度の時間で防災に関する話題を話す。防災課の出演者は、1人。番組パーソナリティと会話形式で番組が進行する。(渋谷区)
- ⑫ 地震時に発生するエレベーター閉じ込め対策として、予め水やトイレをエレベーター内に備蓄しておくためのキャビネットを配布した。また、AED地域配備として24時間だれもが使用できることと、マンション住民3名以上がAED講習を受講するなどを条件に当該マンションにAEDを貸与した。(東京都千代田区)
- ⑬ 「すみだ安全・安心メール」の配信。(東京都墨田区)
- ⑭ 地域地震防災アドバイザー配置(平成18年度～)現在47名(消防吏員)(仙台市)
- ⑮ 消防署員の指導により、町内版の地域防災計画である「市民防災行動計画」を町内毎に作成する。(京都市)
- ⑯ 平成17年度から各校区を対象としたDIG(住民参加型災害図上訓練)を実施、また平成19年度から中学生を対象としたJ-DIG(ジュニアDIG)を展開。(北九州市)

2. 都道府県、政令指定都市、東京23区の教育委員会宛アンケート（回答率47%）

設問：「教育活動との連携」について、どのような取組を行ってきたかについてお知らせください。また、管轄下の市区町村で、トピック的な取組事例があれば併せてご紹介ください。

【一般的な取組】

- ① 関係機関による講師派遣や防災教育にかかわる教材等の情報に関する通知を  
発出し、周知を図る。
- ② 学校及び家庭で活用できる小学生用学習教材の作成・配布。
- ③ 防災教育を行う指導者のための研修会、セミナーの実施。
- ④ 防災マニュアル、てびき等の作成・周知。
- ⑤ 防災教育用ビデオの学校への貸出。
- ⑥ 図上訓練、避難訓練の実施に係る各学校への指導。
- ⑦ 避難所運営訓練、サバイバルキャンプ等の実施。

【トピック的な取組】

- ① 教育委員会において、近隣の仙北市、美郷町と連携し、「中学生防災・弁論大会」を会場持ち回りで実施（平成19、20年度）。また、市内5小中学校が「緊急消防援助隊 北海道・東北ブロック合同訓練」を見学した（平成20年度）。（秋田県大仙市）
- ② 平成18年度に埼玉県、さいたま市、明治大学で、中学生向けの実践的な危機管理防災に関する教材として「中学生用防災教育資料」を作成した。また、この教材の活用の促進を図るために、平成19年度から、各種研修会で活用事例を紹介するなど、啓発を図っている。（埼玉県）
- ③ 小学校がそれぞれの周辺地域（自治会等）、市町村防災担当課と共同で、防災訓練、救急救命講習、講演会、避難所開設・運営訓練等を実施し、災害発生時に、スムーズな連携の下に活動できる体制づくりを目指す（19年度：5校、20年度：5校が実施）。（千葉県）
- ④ 布佐南小学校では、我孫子市総合防災訓練において、4年生はポスター作成、5年生は避難所開設訓練でテント設営、避難物資配布手伝い、避難時の食のレシピ集作成配布、6年生は学習の成果発表を行い、災害時に小学生ができることを、参加した市民等へアピールした。（千葉県我孫子市）
- ⑤ 「平成19年度高等学校教育課程研究集録（特別活動）」で防災教育実践例等を学校に示し、特別活動での活用を促している。（神奈川県）
- ⑥ 「学校における地震防災活動マニュアル作成指針」（平成18年1月）に基づき、「地震防災活動マニュアル（作成例）」（平成20年8月）を示し、各学校でのマニュアルの点検・見直しを促している。（神奈川県）
- ⑦ 「災害ボランティア推進事業」として、学校が避難所となった場合などに、

生徒・教職員がボランティアとして避難所運営活動等を支援できるよう、NPO等との協働により、意識啓発マニュアル作成等を行っている（平成20年度～）。

（神奈川県）

- ⑧ 小学校（4年社会科）、中学校（保健体育科）で地域特性を踏まえた自然災害を学び、災害発生時に地域自主防災組織と有機的に連携できるようにしている。（神奈川県二宮町）
- ⑨ 小学校において、道徳、特別活動、総合的な時間である「きらり」の時間で「我が家の防災会議」などのテーマで防災を採り上げている。（神奈川県南足柄市）
- ⑩ 中学校生徒を対象に、平成18年度から3カ年で通常授業の枠内で防災資機材の取扱や搬送訓練などを採り上げ、中学生の防災意識向上を図った。（神奈川県小田原市）
- ⑪ 防災教育用CDを作成し、各学校に配付のうえ、防災担当者の研修も実施。（神奈川県小田原市）
- ⑫ 学校が避難所となった場合を想定し、消防団の協力を得て、中学生に簡易トイレ・テントの設営や炊き出しを体験させることで、地域の一員としての自覚を持たせる。（神奈川県座間市）
- ⑬ 町の広域避難場所宿泊訓練に中学生と保護者、教職員が参加する。（神奈川県大井町）
- ⑭ 町で実施する防災訓練に、児童・生徒が参加し、町ぐるみの体制を作る。（神奈川県開成町）
- ⑮ 能登半島地震の教訓から、「学校における地震災害対応マニュアル」を作成した。各市町教育委員会及び県内の全公立学校にマニュアルを配布するとともに、各学校のマニュアルの改善を図るため、電子データの提供も併せて実施。（石川県）
- ⑯ 家庭や地域の防災力向上に貢献できる防災リーダーの育成を図るため、県内10高校からそれぞれ4名ずつ参加の「高校生防災セミナー」を実施（平成16年度～20年度まで）。（愛知県）

### 3. 都道府県、政令指定都市、東京23区の住宅部局宛アンケート（回答率75%）

設問：「住宅の耐震化」について、どのような取組を行ってきたかについてお知らせください。また、管轄下の市区町村で、トピック的な取組事例があれば併せてご紹介ください。

#### 【一般的な取組】

- ① 耐震診断の各種助成。
- ② 耐震改修工事の各種助成。
- ③ 耐震セミナーや講習会等の実施。

- ④ 耐震教育の実施。
- ⑤ パンフレットの作成・配布。
- ⑥ ホームページや広報を通じた普及啓発。
- ⑦ 耐震相談窓口の設置。
- ⑧ 耐震改修マニュアルの作成・周知。
- ⑨ 耐震アドバイザーの派遣。

【トピック的な取組】

- ① 木造住宅の耐震改修等を行う方が、県内に本社のある大工・工務店に工事を発注する場合に、県と県内金融機関との共同で低利の融資を行う。(山形県)
- ② 耐震化されていない住宅を除却し替わりに新築される住宅に対し、住宅ローンの金利の一部を県が負担する。(山形県)
- ③ 県職員による木造住宅無料簡易耐震診断(平成19年度末時点で2,228戸実施)。(埼玉県)
- ④ 木造住宅の耐震化に関して一定以上の知識を有する建築士等の勤務する建築士事務所、建築工事業者を登録・公表し、県民が耐震化を依頼する業者の情報提供を実施。(鳥取県)
- ⑤ 町内会単位の住民説明会(出前トーク及び専門家派遣委託)。(岐阜県)
- ⑥ 耐震補強工事の完了した住宅の玄関に「耐震補強工事済シール」の掲示。(静岡県)
- ⑦ 昭和56年以前の木造住宅について、無料で耐震診断を行う。(愛知県)
- ⑧ 無料耐震診断の対象住宅に対し、町内役員や建築士とともに臨戸し、耐震化の必要性を説明し耐震診断を促進する。(愛知県)
- ⑨ 愛知県、名古屋市、愛知県内の3国立大学、建築関係団体と連携し、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会を運営し、「産・官・学」で耐震改修工法の開発や、評価、その他啓発活動等の取組を行っている。(愛知県)
- ⑩ 「しまね建築・住宅コンクール」で、耐震化の促進に貢献する建築物建築技術及び地震防災活動を表彰。(島根県)
- ⑪ 市町村の担当者と共に住宅を一戸ごとに訪問し、その場で耐震診断の申し込みを受け付ける「個別訪問」の実施。(徳島県)
- ⑫ 地域の集会などで住宅の耐震化の必要性について説明する「押しかけ耐震講座」の実施。(徳島県)
- ⑬ 旧耐震木造建築物に居住する高齢者等に対する防災ベッド、耐震シェルターの設置費用の一部を補助(上限10万円)。(横浜市)
- ⑭ 地震によって倒壊した場合に道路の閉塞をきたす恐れがある建築物については、一定の要件を満たせば、建物用途に応じ、3,000万円から7,000万円を上限に、耐震改修費用の3分の2を助成している。(東京都港区)
- ⑮ 町会長会議での事業・制度案内。(東京都板橋区)

## 地方公共団体の防災に係る条例の制定状況

すべての都道府県及び市町村は、「災害対策基本法」に基づき、それぞれ「地域防災計画」を策定している。

地方公共団体の中には、この他に防災に関する独自の「条例」を定める動きも見られる。条例は議会審議という民主的なプロセスを経て法的な根拠を有する等の理由から重要な意味を持つ。

近年、地方公共団体が新たに防災に関する条例を作り、地域の防災力を高めようとする動きが目立ってきていることに鑑み、地方公共団体の防災に関する考え方や取組の概況を把握する目的で調査を行った。

### 1. 条例策定の動き

静岡県が、阪神大震災の翌年にいち早く「地震対策推進条例」を制定。以降、「東京都震災対策条例」（平成 12 年）、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成 14 年）、「愛知県地震防災推進条例」（平成 16 年）、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成 17 年）と続く。

減災の国民運動の検討が開始された平成 18 年以降は、毎年複数の自治体が「防災対策基本条例」や「防災対策推進条例」等を策定しており、平成 21 年の施行を目指して同様の条例を検討している自治体も 6 県に上る。

今回の調査における条例の策定割合（数）は以下のとおり。

都道府県： 約 38%（18/47）※策定中を含む。

政令市： 約 18%（3/17）

東京 23 区： 約 30%（7/23）

### 2. 条例「前文」から見る防災に関する目的意識

前文の多くには、共通して以下の要素が含まれている。

#### ① 地域の自然環境リスクや過去の被災履歴等

【平成 5 年の鹿児島豪雨災害や平成 9 年の針原川土石流災害、県北西部地震、平成 18 年の県北部豪雨災害などにより、多くの県民の尊い命と貴重な財産が失われた。また、11 の活火山を有し、桜島の大正噴火に代表される火山災害も、身近

に迫る脅威として存在している。】（鹿児島県）

② 災害被害を軽減するには、行政と県民の協力が不可欠であることの再確認

【今世紀前半にも発生が確実視され、本県にも甚大な被害をもたらすことが予測される南海地震等の大規模な地震から、県民の生命、身体及び財産を守るため、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。】（愛媛県）

③ 「自助」、「共助」、「公助」の理念

【県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合っ  
て守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、  
協働して防災対策を行うことで、被害を最小限にとどめることができる。】（香川  
県）

④ 上記②、③の理念の下、県民、市町村、県及び防災関係機関等が連携・協働し、  
災害に強い地域社会を目指すことの確認

【被害を軽減させるためには、県民、自主防災組織、事業者自らが自助、共助を  
実践し、県及び市町村などがこれらを補完しつつ公助を実施し、地域社会における  
防災力を向上させることが重要である。】（和歌山県）

以上のことから、これらの条例「前文」は、減災の取組において、「自助」、「共助」、  
「公助」の3つの理念が不可欠であること、また、行政と地域住民等が互いに連携・  
協働して初めてその効果が期待できるというメッセージを伝える傾向がある。

### 3. 条例の主な内容

条例の内容は、それぞれのものにより様々であるが、大部分のものに共通するものと  
して、

- ・行政（当該自治体）の基本的な役割（責務）
- ・事業者の基本的な役割（責務）
- ・住民の基本的な役割（責務）

があり、それらを基本に、

- ・行政に関しては、主に「職員の能力向上」、「他の地方公共団体との連携」、「災害時要  
援護者への対応」、「公共施設の安全性の確保」、「防災意識の啓発・知識の普及」、「災害  
情報の収集・提供」、「防災教育の推進」、「防災訓練」、「自主防災活動への支援」、「ボラ  
ンティア活動への支援」、「応急体制の構築」等が、
- ・事業者等に関しては、主に「建築物所有者の耐震性の確保」、「工作物設置者の広告物  
の落下防止措置」等が、

・住民に関しては、主に「知識の習得」、「食料の備蓄」、「防災訓練への参加」、「住民の防災組織の活動への参加等」、「耐震性確保」、「家具の転倒防止」等が、それぞれ定められている。

これらのうち、事業者にかかるもの、住民にかかるものは、そのほとんどが努力義務規定である。

#### 4. 都道府県と市町村の関係

県と市町村は、地方分権により対等の立場にあるため、県民、事業者、県には義務規定が課せられるが、市町村に対しては、努力義務規定というスタンスとなる（鹿児島県防災対策基本条例ご参照）。

また、指導や啓発といった市民と直接関わることについては、市町村に「事務委任」のかたちをとって協力を仰いでいる県もある。

東京 23 区の中で独自に条例を制定している自治体は、総じて「首都直下地震」を意識している。

\* 市町村への要請 ～鹿児島県防災対策基本条例より抜粋～

「第 6 条 県は、市町村に対し、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るため、当該市町村の住民、事業者、自主防災組織及び地縁による団体（以下「住民等」という。）、他の市町村、県並びに防災関係機関と連携し、及び協働して防災対策を行うよう求めるものとする。」

## 主な自治体の防災に関する条例（一覧）

|                         | 岐阜県    | 香川県    | 横浜市     | 名古屋市   | 板橋区    | 文京区    |
|-------------------------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 当該自治体の基本的役割（責務）         | ○ 3    | ○ 6 努  | ○ 3 努   | ○ 3    | ○ 6    | ○ 4 努  |
| 職員の能力向上等                |        | ○ 37   | ○ 5 努   | ○ 11 努 |        | ○ 6 努  |
| 所轄自治体の役割（責務）            | ○ 4 努  | ○ 5 努  |         |        |        |        |
| 他の地方公共団体との連携            |        | ○ 34   | ○ 30    |        | ○ 7    | ○ 35   |
| 防災にかかる協定（行政間）           |        |        | ○ 30    |        | ○ 7    | ○ 36   |
| 防災にかかる協定（事業者との間）        |        |        | ○ 15    |        | ○ 7    | ○ 36   |
| 防災（基本）計画（行動計画）          | ○ 7    | ○ 6    |         |        | ○ 13   |        |
| 地域防災計画の実施               |        |        | ○ 4     |        |        | ○ 5    |
| 防災対策の数値目標設定・公表          |        | ○ 46   |         |        |        |        |
| 防災会議                    |        |        |         |        |        | ○ 10   |
| 観測体制の充実・情報提供等           |        |        | ○ 11 努  |        |        |        |
| 災害時要援護者への配慮・支援          | ○ 24 努 |        | ○ 13 努  | ○ 16 努 | ○ 16 等 | ○ 17   |
| 地震に強いまちづくりの推進           | ○ 8 努  |        | ○ 19 努  |        | ○ 12 努 |        |
| 既存建築物の安全性の向上            |        |        | ○ 21 努  | ○ 19 努 | ○ 14 努 |        |
| 公共施設の安全性（耐震性）の確保等       |        | ○ 36   | ○ 23 努  | ○ 19 努 | ○ 14 努 | ○ 20   |
| 公共施設の安全性の指導・勧告・公表等      |        |        |         |        | ○ 14   |        |
| 学校の設置・管理者の努力義務          |        | ○ 23   |         |        | ○ 14   |        |
| 不燃化の促進                  |        |        | ○ 20 努  |        |        |        |
| 防災意識の啓発・知識の普及（行政）       | ○ 14 努 | ○ 24   |         | ○ 11 努 | ○ 10   | ○ 28 努 |
| 災害情報の収集・提供              | ○ 19   | ○ 25   | ○ 12    | ○ 8 努  | ○ 10   |        |
| 防災教育の推進                 | ○ 15 等 |        |         | ○ 11 努 | ○ 10   | ○ 29 努 |
| 防災訓練等（行政）               | ○ 16 努 | ○ 48 努 |         | ○ 12 努 |        | ○ 30   |
| 事業者の基本的役割（責務）           | ○ 6 努  | ○ 20 等 | ○ 8     | ○ 5 努  | ○ 5    | ○ 8 努  |
| 防災計画の策定（特定事業者）          |        |        | ○ 10    |        | ○ 5    |        |
| 耐震性確保（建築物所有者）           | ○ 9 努  | ○ 9 努  |         | ○ 19 努 |        | ○ 19 努 |
| 広告物の落下防止対策等（工作物設置者）     | ○ 10 努 | ○ 9 努  | ○ 22 努  | ○ 20 努 | ○ 15 努 | ○ 25 努 |
| 防災訓練への参加機会の提供（事業者）      |        |        | ○ 9 努   | ○ 11 努 |        |        |
| ネットワーク作りの促進             |        |        |         |        | ○ 11 努 | ○ 15 努 |
| 自主防災活動の推進（行政）           | ○ 11 努 | ○ 13 努 |         | ○ 6 努  | ○ 8    | ○ 14 努 |
| ボランティア活動への支援（行政）        | ○ 26 努 | ○ 35   | ○ 14 努  | ○ 7 努  | ○ 8    | ○ 16 努 |
| 災害ボランティアコーディネーターの育成（行政） | ○ 12 努 |        |         |        |        |        |
| 地域防災協働隊の育成の支援           | ○ 13 努 |        |         |        |        |        |
| 住民の基本的役割（責務）            | ○ 5 努  | ○ 4 努  | ○ 6 努   | ○ 4 努  | ○ 4 努  | ○ 7 努  |
| 知識の習得等（住民）              | ○ 5 努  | ○ 7 努  |         |        | ○ 9 努  | ○ 7 努  |
| 食料の備蓄等（住民）              | ○ 5 努  | ○ 11 努 | ○ 6 努   | ○ 13 努 | ○ 4 努  | ○ 7 努  |
| 防災訓練への参加（住民）            | ○ 5 努  | ○ 48 努 | ○ 7 努   | ○ 12 努 | ○ 9 努  | ○ 7 努  |
| 避難路の確認等（住民）             | ○ 5 努  |        |         | ○ 15 努 | ○ 4 努  |        |
| 住民の防災組織（自主防）の活動・育成等     |        | ○ 13 努 | ○ 6 努   | ○ 6 努  | ○ 8    | ○ 9 等  |
| ボランティア活動への参加（住民）        |        |        |         |        |        | ○ 16 努 |
| 耐震性確保（住民）               | ○ 5 努  |        |         | ○ 19 努 | ○ 4 努  | ○ 25 努 |
| 家具の転倒防止                 | ○ 5 努  | ○ 9 努  |         | ○ 21 努 | ○ 4 努  | ○ 25 努 |
| 災害時要援護者による情報の提供         |        | ○ 12 努 |         |        |        |        |
| 応急対応・応急体制の構築            | ○ 18   | ○ 38 等 |         | ○ 17   | ○ 19   | ○ 31   |
| 帰宅困難者対策                 | ○ 23 努 |        |         | ○ 22 努 |        | ○ 35 努 |
| 各種（交通機関、ライフライン等）安全確保    |        |        | ○ 26 等努 |        |        | ○ 22 等 |
| 避難所の確保（住民）              |        |        |         | ○ 15 努 |        | ○ 34 努 |
| 緊急輸送対策（輸送路の指定等）         | ○ 21 等 | ○ 33   | ○ 24 等  | ○ 18 努 |        |        |
| 応急危険度判定の実施              | ○ 28 努 |        | ○ 29    |        |        |        |
| 災害対策本部の設置               |        |        |         |        | ○ 19   | ○ 11   |
| 防災の日等設定                 | ○ 17   | ○ 49   |         |        |        |        |
| 復興対策                    |        |        |         | ○ 27 努 | ○ 21   | ○ 38 等 |
| 業務起因死亡等の補償等             |        |        | ○ 31    |        |        | ○ 30   |

## 主な自治体の防災に関する条例の内容

### 【名古屋市】

- 市の責務（災害対策、計画策定、体制整備、関係団体等との連携・協力）（第3条）
- 市民の責務（知識の習得、地域の構成員との連携・協力）（努力義務）（第4条）
- 事業者の責務（従業員等の安全の確保、事業継続、計画の策定、体制整備）（努力義務）（第5条）
- 自主防災活動の推進（市の努力義務）（第6条）
- ボランティアに対する支援（市及び事業者の努力義務）（第7条）
- 情報の収集及び提供（市の努力義務）（第8条～10条）
- 防災訓練等（職員の能力向上、防災訓練、防災教育）（第11条～12条）
- 避難所の確保等（市、市民及び事業者の努力義務）（第15条）
- 緊急輸送の確保（第18条）
- 耐震性の確保、広告物の落下防止、家具の転倒防止等（第19条～21条）
- 帰宅支援対策（第22条）
- 災害からの復興（第27条）

### 【東京都板橋区】

- 地域防災計画への反映（第3条）
- 区民の責務（耐震性確保、家具転倒防止措置等）（努力義務）（第4条）
- 事業者の責務（防災計画策定、帰宅困難者対策等）（第5条）
- 区の責務（事業者・国との連携、区民等への支援等）（第6条）
- 地域相互支援ネットワーク作り（努力義務）（第11条）
- 防災まちづくり計画の策定（区の努力義務）（第13条）
- 公共施設の耐震性等の強化（区の努力義務）、改善に関する勧告・公表（第14条）
- 要援護者への配慮・体制整備（第16、17条）
- 東京都板橋区災害対策本部の設置（第19条）
- 東京都板橋区震災復興本部の設置（第21条）

### 【東京都文京区】

- 区の責務（区民の生命・身体・財産の確保等）、努力義務（防災関係機関等との連携）（第4条）
- 文京区地域防災計画の実施
- 区の職員の責務（知識の習得等）（努力義務）（第6条）
- 区民の責務（生活必需品の備蓄、防災対策事業への参加等）（努力義務）（第7条）
- 事業者の責務（災害時の手段を講じる、防災対策事業への協力）（努力義務）（第8条）
- 区民防災組織の結成（第9条）
- 文京区防災会議（第10条）
- 文京区災害対策本部（第11条）
- 区民防災組織の活動・育成（第13、14条）

- ネットワーク作りの促進（区の努力義務）（第15条）
- ボランティア活動への参加（区民の努力義務）（第16条）
- 災害時要援護者対策（第17条）
- 公共施設等の安全の確保（第20条）
- 鉄道・道路等の安全の確保、電気・水道・ガス等の安全の確保、がけ・ブロック塀等の安全の確保（第22条～第24条）
- 家具の転倒・落下防止等（区民・事業者の努力義務）（第25条）
- 防災教育の推進（第29条）
- 帰宅困難者対策（第35条）
- 防災にかかる協定（第36条）
- 復興対策、文京区震災復興本部（第38、39条）

### 【横浜市】

- 市の基本的責務（第3条）
- 横浜市防災計画の実施（第4条）
- 職員の責務等（知識の習得、研修等）（第5条）
- 市民の基本的責務（知識の習得、食料等の備蓄、相互連携、防災訓練等への積極的な参加等）（第6～7条）
- 事業者の基本的責務（施設の安全性確保、食料等備蓄、市民等との連携、市に対する協力等）（第8条）
- 防災訓練への参加機会の提供（事業者の努力義務）（第9条）
- 防災計画の作成（特定事業者の義務）（第10条）
- 観測体制の充実・情報提供等（第11、12条）
- 高齢者等に対する配慮等（高齢者、心身障害者等）（第13条）
- ボランティア活動の推進（市の努力義務）（第14条）
- 関係事業者等との協定の締結（市の役割）（第15条）
- 地域防災拠点等の整備（地域防災拠点、地域医療救護拠点、広域避難場所の確保）（市の努力義務）（第16～18条）
- 地震に強い都市づくりの推進（市の努力義務）（第19条）
- 不燃化の促進（市の努力義務）（第20条）
- 既存建築物の安全性の向上（第21条）
- 落下対象物の安全性の確保（第22条）
- 公共施設の安全性の向上（市の努力義務）（第23条）
- 緊急輸送路の指定等（緊急輸送路の指定、緊急輸送の確保、海上輸送の確保、航空輸送の確保）（第24～27条）
- 空地の一時使用の協力（第28条）
- 応急危険度判定の実施（第29条）
- 国・他の地方公共団体等との協力（第30条）
- 業務起因死亡等の補償等（第31条）

## 【岐阜県】

- 県の責務（第3条）
- 市町村の役割（努力義務）（第4条）
- 県民の役割（防災訓練への参加、知識の習得、耐震性の確保、家具の転倒防止、食料等の備蓄、避難経路の確認等）（努力義務）（第5条）
- 事業者の役割（地震防災活動への協力、耐震性の確保、研修の実施、食料等の確保等）（努力義務）（第6条）
- 行動計画の策定（知事の義務）（第7条）
- 安全な地域社会づくり（県の努力義務）（第8条）
- 建築物の耐震性の確保、工作物等の耐震性の確保（第9、10条）
- 自主防災組織の結成、その活動への支援（第11条）
- 災害ボランティアコーディネーターの育成（県の努力義務）（第12条）
- 地域防災協働隊の育成の支援（県の努力義務）（第13条）
- 地震防災に対する知識の普及（県の努力義務）（第14条）
- 地震防災に対する教育の実施（第15条）
- 防災訓練の実施（第16条）
- 岐阜県地震防災の日（第17条）
- 応急体制（第18条～20条）
- 緊急輸送対策（第21～22条）
- 帰宅困難者対策（第23条）
- 災害時要援護者対策（第24条）
- 災害ボランティア活動への支援（第26条）
- 危険度判定（第28条）

## 【香川県】

- 県民の責務（防災対策、地域における相互連携）（努力義務）（第4条）
- 市町の役割（努力義務）（第5条）
- 県の責務（地域防災計画の制定等）（第6条）
- 防災知識の習得等（努力義務）（知識習得、地形等災害情報の収集、避難経路の確認等）（第7条）
- 建物の所有者等の防災対策（努力義務）（家具転倒防止、ブロック塀・広告板等の補強等）（努力義務）（第9条）
- 備蓄等（用具の備え、食料等の備蓄等）（努力義務）（第10、11条）
- 要援護者等による情報の提供（努力義務）（第12条）
- 自主防災組織への参加等（努力義務）（第13条）
- 自主防災組織の努力義務（災害避難場所の確認、要援護者への支援体制の整備、地域住民の行動基準の作成、防災意識の啓発、自主防災組織による備蓄、市町との連携等）（第14～19条）
- 事業者の努力義務（従業員等の安全の確保、地域への協力、市町及び県への協力）（第

20～22条)

- 学校の設置・管理者の努力義務（第23条）
- 防災意識の啓発（市町、県の役割）（第24条）
- 災害情報の提供（市町、県の役割）（第25条）
- 自主防災組織への支援（市町、県の役割）（第26条）
- 情報伝達体制の整備（市町、県の役割）（第27条）
- 避難計画の作成（市町の役割）（第28条）
- 物資の備蓄（市町、県の役割）（第29条）
- 地域防災力の強化（市町の役割）（第30条）
- 他の地方公共団体等との連携体制の整備（市町、県の役割）（第34条）
- ボランティア活動への支援等（市町、県の役割）（第35条）
- 公共施設の整備（市町、県の役割）（第36条）
- 職員への研修（市町、県の役割）（第37条）
- 災害応急対策（第38条～第45条）
- 目標の設定及び実施状況の点検（県の役割）（第46条）
- 防災訓練の実施（第48条）
- 県民防災週間の設定（第49条）